官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○募集型企画旅行の表示に関する公正競争規約の一部変更を認定した件（公正取引委・消費者庁九）　一
○選定保存技術の選定及び保存団体の認定の件（文部科学一一九）　二
○農薬の登録が失効した件（農林水産一五八六）　二
○保安林の指定をする件（同一五八七～一六〇二）　二
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通一二八五、一二八七、一二八八）　四
○一般財団法人新日本検定協会から登録事項の変更の届出があった件（同一二八六）　五
○都市計画に関する件（東北地方整備局一〇四）　五
○道路に関する件（同一〇五）　五
〔国会事項〕
内閣　法務省　最高裁判所
〔人事異動〕

〔官庁報告〕

官庁事項

貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示（金融庁）

法務

公証人任免（法務省）

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十二条の五第一項の規定による適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人岐阜県暴力追放推進センターから代表者変更の届出があった件（国家公安委告示配一三）

原戸籍の一部が滅失した件（法務省告示配一五八）

選定保存技術の選定及び保持者の認定の件（文部科学省告示配七）

選定保存技術の保持者の追加認定の件（同八）

選定保存技術の保持者の認定解除の件（同九）

選定保存技術の保持者死亡による選定解除及び認定解除の件（同一〇、一一）

〔公　告〕

諸事項

官庁

押収物還付、財団関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、会社更生、再生、所有者不明関係

会社その他

その他告示

○公正取引委員会・消費者庁告示第九号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第三十六条第一項の規定に基づき、募集型企画旅行の表示に関する公正競争規約（平成四年公正取引委員会告示第二十六号）の一部変更を認定したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年十月二十一日

公正取引委員会委員長　茶谷　栄治
消費者庁長官　堀井奈津子

一　旅行業公正取引協議会（会長　橋本　肇）の申請に係る募集型企画旅行の表示に関する公正競争規約の一部変更を令和八年九月十六日付けで認定した。

二　規約に係る事業の種類

旅行業及び旅行業者代理業

三　規約の内容

別記のとおり変更する。

四　認定の理由

規約の一部変更の内容を検討した結果、当該規約の一部変更は、不当景品類及び不当表示防止法第三十六条第二項各号の認定要件に適合すると認められる。

別記

募集型企画旅行の表示に関する公正競争規約の一部を次のとおり変更する。

次の表中変更後の欄の下線の表示部分を加える。

変更後	変更前
（募集広告の必要表示事項） **第６条**　事業者は、募集型企画旅行について募集広告を行う場合は、次に掲げる事項を施行規則で定めるところにより表示しなければならない。 (1)～(11)　（略） (12)　協議会マーク又はロゴマーク ２・３　（略）	（募集広告の必要表示事項） **第６条**　事業者は、募集型企画旅行について募集広告を行う場合は、次に掲げる事項を施行規則で定めるところにより表示しなければならない。 (1)～(11)　（略） ２・３　（略）

附　則

この規約の変更は、令和八年十月一日から施行する。

○文部科学省告示第百十九号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百四十七条第一項及び第二項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる文化財の保存技術を選定保存技術として選定し、同表の下欄に掲げる団体を当該選定保存技術の保存団体として認定したので、同条第四項において準用する同法第七十一条第三項の規定に基づき告示する。

令和八年十月二十一日

文部科学大臣　関　芳弘

上欄	下欄
文化財の保存技術	保存団体

無形文化財等関係

名称	団体の名称	代表者	事務所の所在地
能扇製作	能扇製作技術保存会	会長 福井　芳宏	京都府京都市中京区両替町通二条上る北小路町一一〇

○農林水産省告示第千五百八十六号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第十一条第二号の規定により、次の農薬の登録は失効したので、同法第十三条の規定により公告する。

令和八年十月二十一日

農林水産大臣　武部　新

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
16720	フルパリネートくん煙剤	日曹マブリックジェット	東京都千代田区丸の内二丁目７番２号 日本曹達株式会社　取締役社長　阿賀英司

○農林水産省告示第千五百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十月二十一日

農林水産大臣　武部　新

一　保安林の所在場所　山梨県上野原市秋山字押出川原一五三四の二・一五三六の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字押出川原一五三四の二・一五三六の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び上野原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十月二十一日

農林水産大臣　武部　新

一　保安林の所在場所　山梨県大月市大月町真木字梅久保二八二二の二、二八二二の五、字一ノ沢四四三二の一、四四三二の二、四四三二の四、四四三二の五、四四三四の一、四四三四の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字梅久保二八二二の五・字一ノ沢四四三二の一・四四三二の五（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び大月市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十月二十一日

農林水産大臣　武部　新

一　保安林の所在場所　山梨県北都留郡小菅村字宮川六二五三、六二五四、六二五六、六二五八、六二五九の一、字今川六二六〇、六二六〇の乙、六二六四、六二六五、字日向今川六三五九から六三六三まで、六三七〇、六三七二の一、六三七二の二、六三七四から六三七六まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字宮川六二五六・六二五九の一・字日向今川六三七二の一・六三七四（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び小菅村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十月二十一日

農林水産大臣　武部　新

一　保安林の所在場所　山梨県甲府市中畑町字滝戸山一二八四の一九〇（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字滝戸山一二八四の一九〇（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲府市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十月二十一日

農林水産大臣　武部　新

一　保安林の所在場所　山梨県上野原市秋山字奈良山一二七八〇、一二七八〇の内一、一二七八〇の内三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字奈良山一二七八〇（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び上野原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十月二十一日

農林水産大臣　武部　新

一　保安林の所在場所　山梨県都留市井倉字池ノ山一八八六の一八、一八八六の一九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字池ノ山一八八六の一八（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び都留市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十月二十一日

農林水産大臣　武部　新

一　保安林の所在場所　山梨県甲府市古関町字川野三〇一八の二二・三〇五八・三〇五九・三〇六一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、三〇一八の八、三〇一八の三二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字川野三〇一八の八・三〇一八の二二・三〇一八の三二・三〇五八・三〇五九・三〇六一（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲府市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十月二十一日

農林水産大臣　武部　新

一　保安林の所在場所　鳥取県鳥取市・八頭郡智頭町（以上一市一町国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県庁並びに鳥取市役所及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十月二十一日

農林水産大臣　武部　新

一　保安林の所在場所　広島県山県郡北広島町丁保余原字岡谷一〇二六三の一七七、一〇二六三の一七八、一〇二六三の一八五、一〇二六三の一八六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字岡谷一〇二六三の一七七・一〇二六三の一七八・一〇二六三の一八五・一〇二六三の一八六（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び北広島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十月二十一日

農林水産大臣　武部　新

一　保安林の所在場所　熊本県球磨郡相良村大字四浦西字小川内三九四六の四（国有林）、三九六〇の一四

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字小川内三九四六の四（国有林。次の図に示す部分に限る。）、三九六〇の一四（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び相良村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十月二十一日

農林水産大臣　武部　新

一　保安林の所在場所　熊本県阿蘇郡南小国町大字満願寺字中村八八二三、八八二四の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字中村八八二三・八八二四の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び南小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十月二十一日

農林水産大臣　武部　新

一　保安林の所在場所　熊本県球磨郡山江村大字万江丙字水無一一四の一六五、一一四の一六八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字水無一一四の一六五（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
　及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び山江村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十月二十一日

農林水産大臣　武部　新

一　保安林の所在場所　熊本県葦北郡芦北町大字大岩字南平一三九二、一三九二の三
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　1　次の森林については、主伐は、択伐による。
　字南平一三九二・一三九二の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
　2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
　3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十月二十一日

農林水産大臣　武部　新

一　保安林の所在場所　熊本県球磨郡あさぎり町岡原北字字土山一三九四
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　1　次の森林については、主伐は、択伐による。
　字宇土山一三九四（次の図に示す部分に限る。）
　2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
　3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及びあさぎり町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十月二十一日

農林水産大臣　武部　新

一　保安林の所在場所　熊本県人吉市古仏頂町字荒野八六四の一（次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　1　主伐は、択伐による。
　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び人吉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十月二十一日

農林水産大臣　武部　新

一　保安林の所在場所　熊本県球磨郡多良木町大字黒肥地字葉木一〇一六四
二　指定の目的　水源の涵養（かん）
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　1　主伐に係る伐採種は、定めない。
　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び多良木町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千二百八十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年十月二十一日

国土交通大臣　井林　辰憲

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　滑津沢二
二　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から五十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と五十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
　宮城県刈田郡七ケ宿町字小松沢　一七番一
　二四番　一号から五号まで、五十五号及び五十六号
　二九番五　六号から十七号まで
　二一番　十八号から二十六号まで
　一番六　二十七号から三十七号まで
　一番五　三十八号及び三十九号
　一番一　四十号から四十二号まで
　四十三号から四十六号まで
　一九番　四十七号から五十号まで
　一六番　五十一号から五十四号まで

○国土交通省告示第千二百八十六号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十八条第七項において準用する同法第二十五条の五十八条第七項において準用する同法第二十五条の六十二第二号の規定により、公示する。

令和八年十月二十一日

国土交通大臣　井林　辰憲

一般財団法人新日本検定協会から登録事項の変更の届出があった件

九州事業所の変更

(一)　事業所の所在地の変更

変更前	福岡県北九州市門司区東本町一丁目６番24号
変更後	福岡県北九州市門司区庄司町１番７号

(二)　変更年月日　令和八年十月二十日

○国土交通省告示第千二百八十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年十月二十一日

国土交通大臣　井林　辰憲

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　泉田川
二　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二十七年建設省告示第七百十七号で指定した土内川に掲げる土地の区域及び昭和五十六年建設省告示第千五百一号で指定した同号二に掲げる土地の区域を除く。）
　山形県新庄市大字萩野
　字伽室外二国有林
　二〇四六林班ろ小班　一号から三号まで及び九号
　二〇四六林班へ一小班　四号、六号及び七号
　二〇四六林班へ小班　五号
　二〇五四林班た二小班　八号

○国土交通省告示第千二百八十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年十月二十一日

国土交通大臣　井林　辰憲

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　西の平井東沢
二　砂防法第二条の土地の表示
　愛知県知多郡南知多町大字豊浜の区域内の土地のうち、次の一点から八点までを順次結んだ線、八点と九点を令和五年国土交通省告示第三百三十六号で指定した同号一に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、九点から十五点までを順次結んだ線及び一点と十五点を平成二十八年国土交通省告示第八百十一号で指定した同号一に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	34°42′29.8411″	136°55′43.6268″
2	34°42′30.0611″	136°55′44.4690″
3	34°42′30.9451″	136°55′44.7431″
4	34°42′31.6166″	136°55′44.0902″
5	34°42′32.2108″	136°55′44.2593″
6	34°42′32.7423″	136°55′45.9133″
7	34°42′33.2776″	136°55′45.2135″
8	34°42′33.5156″	136°55′44.3039″
9	34°42′34.0810″	136°55′44.6444″
10	34°42′33.2251″	136°55′46.5671″
11	34°42′32.4448″	136°55′46.5634″
12	34°42′31.6396″	136°55′44.6133″
13	34°42′30.9744″	136°55′45.3786″
14	34°42′29.6310″	136°55′45.0891″
15	34°42′29.5265″	136°55′44.1297″

○東北地方整備局告示第百四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により、都市計画道路事業の施行について次のとおり告示する。

令和八年十月二十一日　東北地方整備局長　小島　優

一　都市計画事業の種類及び名称　盛岡広域都市計画道路事業３・４・１３８号藤沢永井線
二　施行者の名称　国土交通大臣
三　事務所の所在地　岩手県盛岡市上田四丁目二番二号（国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所）
四　事業地の所在　収用の部分　岩手県紫波郡矢巾町大字藤沢第五地割、大字藤沢第八地割、大字藤沢第四地割、大字高田第十地割、大字高田第九地割、大字高田第八地割、大字高田第五地割、大字高田第七地割、大字高田第六地割、大字下矢次第三地割、大字下矢次第五地割、大字下矢次第四地割、大字上矢次第七地割、大字上矢次第五地割、大字広宮沢第八地割、大字広宮沢第九地割、大字広宮沢第十地割、大字赤林第十三地割、大字赤林第六地割、大字赤林第五地割、大字赤林第二地割、大字赤林第三地割及び大字赤林第四地割並びに盛岡市永井四地割、永井三地割、永井二地割、永井一地割及び下飯岡二十地割地内
　使用の部分　岩手県紫波郡矢巾町大字高田第十地割、大字高田第九地割、大字高田第六地割、大字下矢次第三地割、大字下矢次第四地割、大字広宮沢第八地割、大字広宮沢第九地割、大字広宮沢第十地割及び大字赤林第四地割並びに盛岡市永井四地割地内

○東北地方整備局告示第百五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年十月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年十月二十一日　東北地方整備局長　小島　優

一　道路の種類　一般国道
二　路線名　四十八号
三　道路の区域

区間	変更前	変更後	別
仙台市青葉区作並字川崎二番二から同市青葉区作並字御櫃前南一番一まで	敷地の幅員　一八・三〇～二四・八〇メートル	一八・三〇～二四・八〇メートル	延長　〇・〇八〇キロメートル
			〇・〇八〇

四　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

国会事項

衆議院

質問書転送

十月十九日次の質問主意書を内閣に転送した。

HPVワクチンの男性接種の定期接種化に係る費用対効果評価に関する質問主意書

RDワーカーといわれる難病患者等の就労促進に関する質問主意書

会議

十月二十日（火曜日）　午後一時　本会議

参議院

質問主意書提出

十月十九日議員から次の質問主意書が提出された。

公共交通機関等の車両・船舶の使用停止処分と利用者への影響に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第一〇号）

質問主意書転送

十月十九日次の質問主意書を内閣に転送した。

ガザ地区外への医療搬送を必要とする患者の日本での受入れに関する質問主意書（奥田ふみよ提出）（第七号）

福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップに関する質問主意書（奥田ふみよ提出）（第八号）

出入国管理及び難民認定法に基づく入国拒否理由に関する質問主意書（奥田ふみよ提出）（第九号）

人事異動

内閣

国務大臣に任命する　武部　新
　国務大臣
願に依り本官を免ずる　築　和生
　同
農林水産大臣を命ずる（以上十月十五日）　武部　新
○財務大臣臨時代理解職　藤井比早之
　国務大臣
財務大臣片山さつき帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に財務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く　藤井比早之
　同
内閣府特命担当大臣片山さつき帰朝につき内閣府特命担当大臣（金融）事務代理を免ずる　南　博之
　特命全権大使
国際テロ対策・組織犯罪対策協力のための日本政府代表を免ずる　山岸　秀彬
　同
　棚井　啓
　橋口　佳典
　坂本　智
　家入　美香
　野々山優子
　永田　雄一
　高木寿美子
　大久保優子
　高山　慎
　佐野　倫久
　宮崎純一郎
　佐久間　隆
徳光　絢子
　天野　研司
　瀧川和歌子
　信夫絵里子
　宇野　遥子
　鈴木　綱平
　村瀬　洋朗
　宮本　浩治
　西谷　大吾
　堀　一策
　中畑　啓輔
　小林　礼子
渡邉　充昭
判事兼簡易裁判所判事に任命する（各通）　松永　一義
　特命全権大使
願に依り本官を免ずる（以上十月十六日）
　同

法務省

○定年退官
大阪区検察庁副検事坂東逸人は、検察庁法第二十二条第一項の規定により十月十八日限り定年退官
　田郷岡彩香
　森里　紀之
　猪坂　剛
　中村　英晴
　小嶋　順平
　小川　清明
　石上　興一
棚村　治邦
　澤田　博之
　宮川　広臣
　三重野真人
　能宗　美和
　松井　俊洋
　馬場　崇
　佐藤　政達
　島崎　卓二
　吉岡　透
　舘野　俊彦
　日野　進司
　原田　宗輔
　國井　香里
　船戸　容子
　小林　健留
　島田　尚人
　北川　幸代
　大倉　靖広
　岩﨑　雄亮
　依田　吉人
　大谷　恵子
　横倉　雄一郎
　渡辺　健一
　重髙　啓
　小川　貴紀
　松井　雅典
　沖本　尚紀
　村木　洋二
　石原　和孝
　伊澤　大介
　内山　裕史
　平野　佑子
　内山　俊彦
　小川　貴寛
　石川　慧輔
　南雲　大輔
　平手　健太郎
　向　健志
　甲元　依子
　長尾　崇
　奥山　雅哉
　大寄　悦加
　中野　晴行
　佐藤　政達
　松井　俊洋
　能宗　美和
　三重野真人
　宮川　広臣
　猪坂　剛
　中村　英晴
　小嶋　順平
　小川　清明
　石上　興一
棚村　治邦
　澤田　博之
　沖本　尚紀
　村木　洋二
　石原　和孝
　伊澤　大介
　内山　裕史
　平野　佑子
　島崎　卓二
　吉岡　透
　舘野　俊彦
　日野　進司
　原田　宗輔
　國井　香里
　船戸　容子
　小林　健留
　島田　尚人
　北川　幸代
　大倉　靖広

最高裁判所

東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事　岡田　伸太
　仙台高等裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
仙台簡易裁判所判事に補する（十月八日）
京都簡易裁判所判事　齋藤　正人
京都簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する
大阪簡易裁判所判事　足立　和城
京都簡易裁判所判事に補する（以上十月十日）

○定年退官
判事兼簡易裁判所判事倉澤守春は十月七日限り本官たる判事が定年退官となり同時に兼官たる簡易裁判所判事も退官となる
簡易裁判所判事松田亨は十月九日限り定年退官

官庁報告

官庁事項

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三十三条第二項の規定により、日本貸金業協会より届出があったので、同法第四十一条の十二第四号の規定により公示する。

令和八年十月二十一日

金融庁長官　伊藤　豊

貸金業法第二十七条第一項第三号に掲げる事項

令和８年９月16日付で、日本貸金業協会への加入を承認した業者

登録番号	商号、名称又は氏名
東京都知事(3)第31774号	株式会社アイ・エス・オー
東京都知事(1)第32073号	株式会社ＭＤＦホールディングス
東京都知事(1)第32075号	株式会社補助金クラウドファイナンス
東京都知事(1)第32077号	ダイビルキャピタル株式会社
東京都知事(1)第32078号	メットライフ・インベストメント・マネジメント株式会社
神奈川県知事(1)第05057号	株式会社テイクヒルズアセットマネジメント
大阪府知事(1)第13045号	株式会社リファインキャピタル

日本貸金業協会に対し、商号、名称又は氏名の変更の報告があった業者

変更年月日	登録番号	変更後の商号、名称又は氏名（旧商号等）
令和８年８月１日	東京都知事(2)第31844号	株式会社ネクストレイ・キャピタル（株式会社レーサム・キャピタル）

令和８年９月16日付で、日本貸金業協会からの脱退を理事会に報告した業者（廃業）

登録番号	商号、名称又は氏名
北海道知事(6)石第02894号	北海商事
愛知県知事(14)第01351号	光商会
栃木県知事(9)第00936号	ドリーム信販
鹿児島県知事(7)大支第00192号	有限会社プラス（キャッシングローンわかば）
関東財務局長(5)第01503号	ａｕフィナンシャルサービス株式会社
宮崎県知事(15)第00211号	株式会社東産業
東京都知事(3)第31672号	ＤＭＭローン診断株式会社

法　務

公証人任免

東京法務局所属公証人中山顕裕は願により公証人を免ぜられた。

大野和明は公証人に任命され、東京法務局所属公証人中山顕裕の後任を命ぜられた。（以上十月七日）（法務省）

国家公安委員会告示配第十三号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条の五第一項の規定により適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人岐阜県暴力追放推進センターから代表者変更の届出があったので、暴力追放運動推進センターに関する規則（平成三年国家公安委員会規則第七号）第十五条の六第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年十月二十一日

国家公安委員会委員長　**葉梨　康弘**

一　公益財団法人岐阜県暴力追放推進センターの代表者の氏名

㈠　変更前の代表者の氏名　森　　泉

㈡　変更後の代表者の氏名　森島　竜一

二　変更を行った年月日　令和八年四月十四日

法務省告示配第百五十八号

栃木県栃木市役所保存の次の原戸籍の一部が滅失した。

令和八年十月二十一日

法務大臣　山下　貴司

栃木県下都賀郡藤岡町大字藤岡二千二百五十九番地ノ一　赤坂　金吉

文部科学省告示配第七号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百四十七条第一項及び第二項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる文化財の保存技術を選定保存技術として選定し、同表の下欄に掲げる者を当該選定保存技術の保持者として認定したので、同条第四項において準用する同法第七十一条第三項の規定に基づき告示する。

令和八年十月二十一日

文部科学大臣　関　芳弘

上欄	下欄
文化財の保存技術	保持者

有形文化財等関係

名称	氏名	生年月日	住所
組紐（クテ打）製作	西岡　千鶴	昭和二十九年三月三日	神奈川県横浜市

名称	氏名	生年月日	住所
表装裂紋意匠設計	小笹　祐嗣	昭和三十七年十一月二十六日	京都府京都市

無形文化財等関係

名称	氏名	生年月日	住所
三味線駒製作	大河内　正信	昭和二十四年一月四日	千葉県市川市

文部科学省告示配第八号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百四十七条第四項において準用する同法第七十一条第四項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる選定保存技術について、同表の下欄に掲げる者を当該選定保存技術の保持者として追加認定したので、同法第百四十七条第四項において準用する同法第七十一条第三項の規定に基づき告示する。

令和八年十月二十一日

文部科学大臣　関　芳弘

上欄	下欄
選定保存技術	保持者

有形文化財等関係

名称	氏名	生年月日	住所
美術工芸品保存桐箱製作	飯島　勤	昭和三十四年一月六日	埼玉県春日部市
	兵働　知也	昭和四十九年五月十一日	京都府京都市

文部科学省告示配第九号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百四十八条第二項の規定に基づき、選定保存技術美術工芸品保存桐箱製作の保持者大坂重雄（平成二十六年文部科学省告示第百五十九号）の保持者の認定を解除したので、同条第三項において準用する同法第七十二条第三項の規定に基づき告示する。

令和八年十月二十一日

文部科学大臣　関　芳弘

文部科学省告示第百九十号

文化財の保存技術を選定保存技術として選定し、保持者を認定する件（平成八年文部省告示第九十二号）で告示した選定保存技術本藍染の保持者森義男は、令和八年三月二十四日死亡し、当該保持者の認定及び選定保存技術本藍染の選定は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百四十八条第四項前段の規定に基づき同日付けで解除されたので、同項後段の規定に基づき告示する。

令和八年十月二十一日　　文部科学大臣　関　芳弘

文部科学省告示第百九十一号

文化財の保存技術を選定保存技術として選定し、保持者を認定する件（令和三年文部科学省告示第百八十五号）で告示した選定保存技術美術工芸品保存箱紐（真田紐）製作の保持者市村藤一は、令和八年七月十七日死亡し、当該保持者の認定及び選定保存技術美術工芸品保存箱紐（真田紐）製作の選定は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百四十八条第四項前段の規定に基づき同日付けで解除されたので、同項後段の規定に基づき告示する。

令和八年十月二十一日　　文部科学大臣　関　芳弘

公　告

諸　事　項

押収物還付公告

下記の押収物は還付不能につき、刑事訴訟法第499条第２項の規定により公告する。受還付人は、同条第３項所定の期間内に還付の請求をされたい。

記

山形地方検察庁検察官

令和８年検第100245号麻薬及び向精神薬取締法違反被告事件（令和８年領第91号）　1. 現金54,000円　2. スマートフォン１台

令和８年検第100289号麻薬及び向精神薬取締法違反被告事件（令和８年領第144号）　1. スマートフォン１台　2. ＳＩＭカード１枚

宇都宮地方検察庁検察官

令和６年検第100664号窃盗被告事件（令和６年領第339号）　1. 手袋半双　2. マイナスドライバー１本　3. ラチェットレンチ２本　4. 番線カッター４個　5. 紙片１枚　6. ナンバープレート８枚　7. 現金308,676円　8. ゴミ袋３袋　9. ビニール袋１袋　10. バット１本　11. 小銭入れ１個　12. バッグ４個　13. ルームミラー２枚　14. シートカバー１枚　15. 座面カバー１枚　16. ヘッドクッション２個　17. 預金通帳２通　18. 年金手帳１通　19. パスポート２通　20. キャッシュカード２枚　21. 携帯電話機２台　22. 在留カード10枚　23. 国民健康保険被保険者証１枚　24. 身分証２枚　25. 普通預金通帳１通　26. 年金通帳１通　27. 健康保険被保険者証２枚　28. タブレット端末１台　29. ビニールテープ10枚　30. クッション１個　31. ネックピロー１個　32. 傘１本　33. 靴１足　34. サンダル１足　35. 帽子１個　36. カーフィルム２枚　37. ぬいぐるみ１個　38. 会員カード１枚　39. リモコン１個　40. ネックレス１本　41. 清涼飲料水１本　42. ワイヤレスイヤホン１組　43. 電子たばこ２台　44. エンジンキー２本　45. ミニカー１個　46. プリペイドＳＩＭカード１枚　47. 香水１本　48. キャリーケース３個　49. クーラーバッグ１個　50. 工具箱１箱　51. ウエストポーチ１個　52. ボディバッグ２個　53. 手提げバッグ１個　54. 袋４袋　55. ケーブルカッター１個　56. サブウーファー１台　57. 洗濯かご１個　58. 腕時計１本　59. 外国紙幣（パウチされているアメリカ２ドル紙幣１枚、アメリカ１ドル紙幣１枚）　60. 総合口座通帳１冊　61. Ｓｕｉｃａ１枚　62. プリペイドカード１枚　63. リュックサック１個　64. 洗濯籠１個　65. ガラスパイプ１本　66. 覚醒剤0.004グラム

名古屋地方検察庁検察官

令和８年検第108804号道路運送車両法違反、自動車損害賠償保障法違反被疑事件（令和８年領第1603号）　1. 鍵１個　2. 自動車検査証１通　3. 自動車損害賠償責任保険証明書１通　4. 軽自動車税申告書（控え）２通　5. 軽自動車変更申告書（控え）１通　6. 領収書４枚　7. ボストンバッグ１個　8. ケーブルカッター１本　9. 電動ドライバー１個　10. マイナスドライバー１本　11. プラスドライバー２本　12. ミゼットカッター１本　13. スパナ２本　14. ラチェットレンチ１本　15. バール１本　16. 金切りバサミ１本　17. ペンチ１本　18. カッターナイフ２本　19. ヘッドライト４個　20. ジャンパー１枚　21. 布２枚　22. サンシェード２個　23. フロントサンシェード１個　24. 折り畳み傘１本　25. ビニールカバー１枚　26. クッション１個　27. クリアファイル１枚　28. 鏡１個　29. メガネ１個　30. モバイルバッテリー１個　31. 歯ブラシ１本　32. 軍手３枚　33. 作業手袋16枚　34. ビニールテープ３個　35. 飲料瓶１本　36. ペットボトル３本　37. 缶１個　38. ソケットチャージャー１個　39. マスク１枚　40. トイレットペーパー１個　41. レシート１枚　42. 仕切書１枚　43. 銅線101本と１束　44. 普通（軽四）乗用自動車１台　45. Ｈンジン始動鍵１個

令和７年検第107778号詐欺被告事件（令和７年領第2495号）　1. 現金1,200,000円

大阪地方検察庁検察官

令和８年検第63728号道路交通法違反被告事件（令和８年領第5364号）　1. 菓子袋１袋　2. モップ１個　3. タオル１枚　4. 数珠１個　5. 飾り物１個　6. 芳香剤１個　7. ゴミ箱２個　8. タバコ１箱　9. ライター１本　10. 充電コード一式　11. 空き缶１本　12. 傘２本　13. 洗車用具一式　14. スプレー缶２本　15. 自動車登録番号標フレーム２個　16. 普通乗用自動車１台　17. 車両用スマートキー１個

大阪地方検察庁堺支部検察官

令和８年検第553号電子計算機使用詐欺被告事件（令和８年領第872号）　1. 現金499,000円

令和８年検第1440号住居侵入、窃盗被告事件（令和８年領第1074号）　1. 腕時計１個

神戸地方検察庁検察官

令和８年検第3767号関税法違反被疑事件（令和８年領第915号）　1. 加熱式たばこ20本　2. フィルム４枚　3. 加熱式たばこ（紙箱入り、20本在中）９箱　4. 紙箱１箱　5. 加熱式たばこ（紙箱入り、200本在中）8,398箱　6. 段ボール箱156箱

工場財団

東京都新宿区上落合３丁目10番８号**株式会社オーバル**の横浜市金沢区福浦１丁目９番地の５株式会社オーバル横浜事業所の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和８年10月21日

横浜地方法務局金沢出張所

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和８年（家）第４０７８４号

横浜市磯子区滝頭１－１－２５

申立人　須藤　誠一

本籍　神奈川県横浜市神奈川区大口仲町６２番地２

最後の住所　横浜市神奈川区神之木町９番２３－５０１号

死亡の場所　神奈川県横浜市港北区

死亡年月日　令和８年６月４日

出生の場所　神奈川県横浜市神奈川区

出生年月日　昭和３７年７月２３日

職業　パートタイマー　被相続人　亡　武藤　裕美

事務所　横浜市中区尾上町３－３５ＬＩＳＴ　ＥＡＳＴ　ＢＬＤ．７階

相続財産清算人　弁護士　三瀬　修一

催告期間満了日　令和９年５月１７日

横浜家庭裁判所

令和８年（家）第４０１２号

岩手県盛岡市本町通一丁目16番25－203号

申立人　田鎖　明美

本籍岩手県二戸郡一戸町高善寺字野田110番地２

最後の住所岩手県二戸郡一戸町高善寺字野田110番地２

死亡の場所岩手県盛岡市

死亡年月日令和８年３月31日

出生の場所岩手県二戸郡一戸町

出生年月日昭和37年11月17日

職業無職

被相続人　亡　平野　祐二

岩手県二戸市福岡字上町11番地　福新ストア１階　橋本剛法律事務所

相続財産清算人　弁護士　橋本　剛

催告期間満了日　令和９年５月７日

盛岡家庭裁判所二戸支部

令和８年（家）第８０２６４号
茨城県常陸太田市馬場町５７７番地
申立人　田中　美那子
本籍埼玉県さいたま市岩槻区東岩槻四丁目１１番地８
最後の住所埼玉県さいたま市桜区大字塚本２１４番地７　村上方
死亡の場所埼玉県蓮田市
死亡年月日平成３０年５月８日
出生の場所東京都品川区
出生年月日昭和４９年５月２９日
職業無職　　被相続人　亡　齋藤　康裕
事務所埼玉県さいたま市浦和区岸町７－１２－１０　弁護士法人岸町法律事務所
相続財産清算人　弁護士　岩﨑　理
催告期間満了日　令和９年５月２４日
さいたま家庭裁判所

令和８年（家）第２０１５０号
東京都日野市多摩平２－８－１プラウドシティ豊田多摩平の森Ｂ４１９
申立人　岩尾　雄大
本籍京都府向日市鶏冠井町堀ノ内５３番地
最後の住所浜松市浜名区三ヶ日町都筑３１０３番地の１プリオール浜名湖３２１
死亡の場所静岡県浜松市浜名区
死亡年月日令和７年９月２２日頃
出生の場所岐阜県不破郡関ケ原町
出生年月日昭和４０年１２月４日
職業教職員
被相続人　亡　岩尾　厚美
浜松市中央区田町２３０番地の１７　田町ファーストビル５階　万年橋法律事務所
相続財産清算人　弁護士　三和田　健介
催告期間満了日　令和９年５月１２日
静岡家庭裁判所浜松支部

令和８年（家）第２０１４４号
福岡県小郡市三沢3986番地41
申立人　井上　真央
本籍栃木県宇都宮市緑三丁目34番
最後の住所栃木県宇都宮市宿郷５丁目23番６号グレイス城東401
死亡の場所栃木県宇都宮市
死亡年月日令和７年７月27日
出生の場所栃木県今市市
出生年月日昭和37年３月７日
職業無職
被相続人　亡　齋藤　悦美
栃木県宇都宮市下戸祭１丁目２番４号赤羽ハイツ１階　八幡山法律事務所
相続財産清算人　弁護士　服部　有
催告期間満了日　令和９年５月７日
宇都宮家庭裁判所

令和８年（家）第７１９３号
川崎市幸区塚越２丁目156番地
申立人　沼田　京子
本籍神奈川県川崎市幸区塚越２丁目156番地
最後の住所川崎市幸区塚越２丁目156番地
死亡の場所神奈川県川崎市幸区
死亡年月日推定令和７年８月11日
出生の場所山形県最上郡稲舟村
出生年月日昭和18年２月６日
職業自営業　被相続人　亡　小磯ヤス子
川崎市中原区新丸子東３丁目946番地　関口組小杉ビル３階　こすぎ法律事務所　相続財産清算人　弁護士　川瀬　典宏
催告期間満了日　令和９年５月10日
横浜家庭裁判所川崎支部

令和８年（家）第３００９１号
広島県安芸郡府中町清水ヶ丘15番14号
申立人　宮本　典子
本籍広島県江田島市能美町中町834番地1
最後の住所広島県江田島市能美町中町3374番4
死亡の場所広島県呉市
死亡年月日令和6年3月6日
出生の場所広島県佐伯郡能美町
出生年月日昭和34年6月17日
職業無職　被相続人　亡　川﨑　道男
事務所広島市中区上幟町2番31－304号
相続財産清算人　司法書士　杉原　和巳
催告期間満了日　令和9年5月6日
広島家庭裁判所呉支部

令和８年（家）第１３６５号
大津市衣川１丁目32番16号
申立人　中小路吉男
本籍京都市右京区嵯峨野千代ノ道町５番地
最後の住所京都市右京区嵯峨野千代ノ道町20番地の２
死亡の場所京都市右京区
死亡年月日令和４年５月１日頃から10日頃までの間
出生の場所滋賀県滋賀郡堅田町
出生年月日昭和27年４月18日
職業不明
被相続人　亡　井田　敏夫
事務所京都市中京区烏丸御池東入　アーバネックス御池ビル東館６階　御池総合法律事務所
相続財産清算人　弁護士　茶木真理子
催告期間満了日　令和９年４月30日
京都家庭裁判所

令和８年（家）第３０７号
愛媛県松山市一番町１丁目14番地７フジコビルＦ－３－Ａ
申立人　株式会社ＬＯＨＡＳ
本籍愛媛県四国中央市土居町藤原４番耕地301番地
最後の住所愛媛県松山市上市１丁目１番27号グリーンコート上市Ａ－301号
死亡の場所愛媛県東温市
死亡年月日令和８年１月15日
出生の場所愛媛県宇摩郡土居町
出生年月日昭和41年8月18日
職業会社役員　被相続人　亡　梶本　光正
事務所愛媛県松山市千舟町４丁目６番地８岡田ビル３階川路法律事務所
相続財産清算人　弁護士　川路　雄介
催告期間満了日　令和９年４月３０日
松山家庭裁判所

令和８年（家）第９１３８号
福岡県直方市大字上頓野1820番地11
申立人　中山　優
本籍北九州市八幡西区大字楠橋794番地
最後の住所北九州市八幡西区楠橋南１丁目７番34号
死亡の場所北九州市八幡西区
死亡年月日推定令和８年２月14日
出生の場所福岡県八幡市
出生年月日昭和11年９月15日
職業無職　被相続人　亡　前田佐和子
事務所北九州市小倉北区室町２－11－19Ａ＆Ａビル202号　阿野法律事務所
相続財産清算人弁護士　阿野　寛之
催告期間満了日　令和９年５月10日
福岡家庭裁判所小倉支部

令和８年（家）第３２１号
愛媛県松山市鷹子町397番地２
申立人　宮本　誠二
本籍愛媛県松山市鷹子町397番地
最後の住所愛媛県松山市南吉田町1872番地２グループホームしょうせきあいあい
死亡の場所愛媛県松山市
死亡年月日令和７年１月８日
出生の場所香川県木田郡西植田村
出生年月日昭和14年10月29日
職業不詳　被相続人　亡　宮本　勲
事務所愛媛県松山市宮田町108番地９梶田ビル４階加地法律事務所
相続財産清算人　弁護士　加地　繁行
催告期間満了日　令和９年４月３０日
松山家庭裁判所

令和８年（家）第５０４９号
川崎市多摩区東生田２丁目１番10－704号
申立人　高梨　和夫
本籍山口県下関市菊川町大字下岡枝203番地４
最後の住所山口県下関市菊川町大字下岡枝203番地４
死亡の場所山口県下関市
死亡年月日令和５年５月29日
出生の場所山口県豊浦郡菊川町
出生年月日昭和31年11月10日
職業不明　被相続人　亡　原田　晃江
山口県下関市南部町２番７号　弁護士法人ラグーン
相続財産清算人　弁護士　宮國　航平
催告期間満了日　令和９年５月11日
山口家庭裁判所下関支部

令和　８年（家）第２００３５号
東京都千代田区九段北１丁目13番５号
申立人　あおぞら債権回収株式会社
本籍栃木県大田原市寒井1637番地
最後の住所栃木県大田原市寒井1463番地３
死亡の場所栃木県大田原市
死亡年月日令和７年11月20日
出生の場所栃木県那須郡黒羽町
出生年月日昭和24年11月９日
職業不明　被相続人　亡　深澤　昇
事務所栃木県宇都宮市本町４－15宇都宮ＮＩビル８階　ベリーベスト法律事務所宇都宮オフィス
相続財産清算人　弁護士　佐藤　北斗
催告期間満了日　令和９年５月10日
宇都宮家庭裁判所　大田原支部

令和８年（家）第３２０３号
神奈川県相模原市緑区若柳564番地９
申立人　藏野貴美子
本籍熊本県合志市栄174番地
最後の住所熊本県合志市御代志718番地4菊香園
死亡の場所熊本県合志市
死亡年月日令和８年７月29日
出生の場所熊本県菊池郡合志村
出生年月日昭和23年11月6日
職業無職
被相続人　亡　長野ヒデ子
熊本県阿蘇郡西原村大字小森3180番地1
相続財産清算人　高橋愛子こと澤村　愛子
催告期間満了日　令和９年５月７日
熊本家庭裁判所

令和８年（家）第３０３５８号
東京都渋谷区本町１丁目３１番２号マンションかねき２０２
申立人　神尾　直美
本籍千葉県八千代市下市場二丁目１番
最後の住所千葉県八千代市下市場２丁目１番１６－６０１号
死亡の場所千葉県八千代市
死亡年月日令和７年１０月２４日
出生の場所徳島県板野郡撫養町
出生年月日昭和１６年１０月１２日
職業　無職　被相続人　亡　長谷目　光世
事務所　千葉市中央区本千葉町１番１号日土地千葉中央ビル５階　コンパサーレ法律事務所
相続財産清算人　弁護士　濟木　昭宏
催告期間満了日　令和９年４月３０日
千葉家庭裁判所

令和８年（家）第３０２０６号
千葉県船橋市習志野台７丁目29番24号
申立人　ペルル習志野台管理組合
本籍千葉県船橋市習志野台七丁目29番
最後の住所千葉県船橋市習志野台７丁目29番24－401号
死亡の場所千葉県船橋市
死亡年月日令和７年４月14日
出生の場所佐賀県佐賀市
出生年月日昭和56年10月21日
職業会社員　被相続人　亡　内田　邦洋
事務所　千葉県船橋市前原西２丁目13番13号大塚ビル５階　牧野法律事務所
相続財産清算人　弁護士　圓山　豊
催告期間満了日　令和９年５月25日
千葉家庭裁判所市川出張所

令和８年（家）第７１２８号
福岡県筑紫野市石崎１丁目１番１号
申立人　筑紫野市長　平井　一三
本籍福岡県筑紫野市大字原696番地20
最後の住所福岡県太宰府市観世音寺６丁目15番11号
死亡の場所福岡県大野城市
死亡年月日令和３年10月12日
出生の場所福岡県浮羽郡船越村
出生年月日昭和３年１月８日
職業不明　被相続人　亡　城　カヲリ
事務所　福岡県筑紫野市二日市中央５丁目３番16号
相続財産清算人　司法書士　西中　義桂
催告期間満了日　令和９年５月14日
福岡家庭裁判所

令和７年（家）第７４０９号
福岡県福岡市早良区荒江２丁目23番25号
申立人　三井西新ハイツ管理組合
本籍熊本県熊本市中央区坪井１丁目１番地14
最後の住所福岡県福岡市早良区飯倉５丁目21番４号アソシエ飯倉
死亡の場所福岡県福岡市早良区
死亡年月日令和５年９月６日
出生の場所熊本県熊本市
出生年月日昭和３年８月８日
職業無職　被相続人　亡　野白　敬子
事務所　福岡県福岡市南区大池１－26－７義道ハイム405
相続財産清算人　弁護士　崎山　有紀子
催告期間満了日　令和９年５月14日
福岡家庭裁判所

令和８年（家）第１０２４４号
神奈川県相模原市中央区東淵野辺４丁目32番１号
申立人　橋本　光史
本籍静岡県榛原郡川根本町徳山1643番地２
最後の住所静岡県榛原郡川根本町徳山1643番地の2
死亡の場所静岡県藤枝市
死亡年月日令和8年4月15日
出生の場所静岡県志太郡徳山村
出生年月日昭和10年11月25日
職業無職　被相続人　亡　橋本　京弐
静岡県静岡市葵区伝馬町16－7シルクスクエア本館３階　静岡向日葵法律事務所
相続財産清算人　弁護士　寺崎　翔己
催告期間満了日　令和9年4月30日
静岡家庭裁判所島田出張所

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の権利について公示催告の申立てがあったので、その権利者は、下記権利の届出の終期までに当裁判所に権利を届け出てください。もし下記権利の届出の終期までに権利の届出がない場合には、その権利は失権することがあります。

令和８年（へ）第１号
栃木県栃木市嘉右衛門町１３番２０号
申立人　岩崎　愛
権利の届出の終期　令和９年１月１８日
令和８年９月１７日　栃木簡易裁判所
（別紙）　目　録
⑴土地　栃木市大町字川入４９９番３
宅地　１３０．１８平方メートル
⑵登記年月日番号　宇都宮地方法務局栃木支局大正１３年６月１１日受付第２６５７号
⑶登記した権利の内容
登記の目的　地上権設定
原因　大正１３年６月１１日設定
権利者　栃木市薗部町１８番地
岡部　峯松

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

令和　８年（家）第　２７７号
沖縄県那覇市小禄４－４－２ライオンズステージ小禄南202
申立人　知念　明
本籍沖縄県那覇市松山一丁目29番地２
最後の住所沖縄県那覇市繁多川二丁目16番27号
不在者　知念　秀時
昭和40年５月28日生
届出期間満了日　令和９年２月５日
那覇家庭裁判所

令和８年（家）第４０６５号
東京都千代田区大手町１丁目５番１号大手町ファーストスクエアイーストタワー３階三浦法律事務所
申立人　池村　聡
国籍フィリピン共和国
最後の住所不明
不在者　ボラールシモンシーサルジュニア
西暦1975年５月14日生
届出期間満了日　令和９年１月28日
東京家庭裁判所

失踪宣告

令和　８年（家）第　１６６号
本籍富山県高岡市新成町３番
最後の住所富山県高岡市白金町９番16号
不在者　長山　隆
昭和34年８月31日生
令和８年９月25日失踪宣告審判確定
富山家庭裁判所　高岡支部
裁判所書記官

令和８年（家）第３４号
本籍栃木県宇都宮市泉町3152番地
最後の住所栃木県宇都宮市以下不詳
不在者　鵜沢　榮子
昭和15年１月25日生
令和８年９月25日失踪宣告審判確定
宇都宮家庭裁判所裁判所書記官

令和８年（家）第３号
本籍栃木県宇都宮市中今泉四丁目2203番地
最後の住所栃木県宇都宮市中今泉４丁目30番19号
不在者　天谷　均
昭和36年８月18日生
令和８年９月25日失踪宣告審判確定
宇都宮家庭裁判所裁判所書記官

令和７年（家）第５５０号
本籍兵庫県尼崎市長洲本通二丁目70番地
最後の住所兵庫県尼崎市長洲中通三丁目８番13号
不在者　宮城　政和
昭和13年11月27日生
令和８年９月25日失踪宣告審判確定
神戸家庭裁判所尼崎支部裁判所書記官

令和８年（家）第７７号
本籍兵庫県南あわじ市神代地頭方１３５３番地１
最後の住所兵庫県南あわじ市神代地頭方１３５３番地１
不在者　榎本　曉人
昭和30年６月10日生
令和８年９月25日失踪宣告審判確定
神戸家庭裁判所洲本支部裁判所書記官

令和８年（家）第２２号
本籍広島県広島市西区己斐本町3丁目2272番地3
最後の住所不明
不在者　波部まゆみ
昭和23年11月28日生
令和8年9月25日失踪宣告審判確定
広島家庭裁判所裁判所書記官

令和　７年（家）第　　３６９号
国籍タイ王国
最後の住所不明
不在者　チャイモンコンタラップペット
西暦1970年３月28日生
令和８年９月19日失踪宣告審判確定
那覇家庭裁判所
裁判所書記官

令和８年（家）第２３号
本籍広島県広島市西区己斐本町3丁目2272番地3
最後の住所不明
不在者　波部　和子
昭和25年4月16日生
令和8年9月25日失踪宣告審判確定
広島家庭裁判所裁判所書記官

令和　７年（家）第　　５０４号
本籍沖縄県島尻郡伊平屋村字野甫15番地
最後の住所沖縄県那覇市古島二丁目18－９比嘉アパート10２
不在者　新垣　利美
昭和38年１月24日生
令和８年９月25日失踪宣告審判確定
那覇家庭裁判所
裁判所書記官

令和８年（家）第２０４８号
国籍アメリカ合衆国
最後の住所不明
不在者　ウイルソンバーナードブラットリーチユニア
生年月日不詳
令和8年9月25日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所
裁判所書記官

令和８年（家）第１７２号
本籍奈良県奈良市三碓２丁目４番
最後の住所奈良県奈良市学園大和町３丁目17４番地
不在者　北条　貴裕
昭和55年11月15日生
令和８年９月25日失踪宣告審判確定
奈良家庭裁判所
裁判所書記官

令和７年（家）第８９５２号
本籍岐阜県中津川市坂下405番地
最後の住所東京都港区三田４丁目19番25－315号
不在者　糸魚川裕之
昭和59年３月14日生
令和８年９月25日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所
裁判所書記官

令和８年（家）第４３号
本籍香川縣仲多度郡廣島村大字廣島立石浦156番地
従来の住所香川縣仲多度郡廣島村大字廣島立石浦156番地
不在者　鈴木　鶴平
天保４年３月８日生
令和８年９月25日失踪宣告審判確定
高松家庭裁判所丸亀支部
裁判所書記官

令和８年（家）第３６１６号
本籍奈良県大和高田市大字土庫44番地、45番地
最後の住所不明
不在者　稲田トミヱ
大正3年4月21日生
令和8年9月25日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所
裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記権利は失権する。

令和８年（へ）第１号
福島県いわき市久之浜町久之浜字中町８７番地
申立人　新妻　康範
権利の届出の終期　令和８年８月３１日
令和８年９月１６日　　いわき簡易裁判所
（別紙）　目　録
⑴土地　いわき市久之浜町久之浜字中川原１１番
畑　260平方メートル
⑵登記年月日番号　福島地方法務局いわき支局明治３３年３月２３日　受付第2386号
⑶登記した権利の内容
登記の目的　賃借権設定
原因　明治３３年１月２０日設定
範囲　畑１畝１２歩の内２５歩
借賃　金５円４１銭２厘
支払期　契約当日
存続期間　明治３３年１月２５日より明治３７年１２月３０日まで５ケ年
賃借権者　東京府深川区島田町９番地
鹿島　岩藏

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和８年（フ）第１８３１号
東京都清瀬市上清戸２丁目154番地１、商業登記簿上の本店所在地東京都清瀬市松山二丁目７番14号
債務者　有限会社スガハラ印刷
代表者代表取締役　菅原　英郎
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大藏　隆子
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第３６号
岩手県遠野市宮守町下鱒沢33地割83番地の１
債務者　合同会社鱒沢製材所
代表社員　佐々木勇二
1　決定年月日時　令和８年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　良啓
4　破産債権の届出期間　令和８年11月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午前10時
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

令和８年（フ）第３６９号
静岡県浜松市中央区植松町86番地の18
債務者　有限会社杉本鉄工所
代表者代表取締役　杉本　武雄
1　決定年月日時　令和８年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河島　多恵
4　破産債権の届出期間　令和８年11月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午後３時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第３２８号
群馬県前橋市大友町三丁目８番７号
債務者　エアムーブ住宅株式会社
代表者代表取締役　深川　　修
1　決定年月日時　令和８年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴田　　忍
4　破産債権の届出期間　令和８年11月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午前10時15分
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第１９１号
静岡県富士市久沢813番地の10
債務者　株式会社しのはら
取締役　篠原　はつ子
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加茂　聡子
4　破産債権の届出期間　令和８年11月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午前10時10分
静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第８１号
愛媛県新居浜市久保田町一丁目１番７号
債務者　株式会社トリデ
代表者代表取締役　藤井　昌美
1　決定年月日時　令和８年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丑野　雅紀
4　破産債権の届出期間　令和８年11月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午前11時
松山地方裁判所西条支部

令和８年（フ）第１８３号
茨城県筑西市下野殿1061番地１
債務者　株式会社青木製作所
代表者代表取締役　青木　成美
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤本　　純
4　破産債権の届出期間　令和８年12月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年３月23日午後４時
水戸地方裁判所下妻支部

令和８年（フ）第７８号
島根県出雲市大社町杵築南1001番地
債務者　有限会社独立軒写真場
代表者取締役　山崎　文夫
1　決定年月日時　令和８年10月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　津森　美教
4　破産債権の届出期間　令和８年11月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
松江地方裁判所出雲支部

令和８年（フ）第７７５号
北九州市小倉北区上到津二丁目１番17号
債務者　有限会社フラワーショップ香華
代表者代表取締役　吉元　尚志
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清成　　真
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月17日午前11時
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第４９２９号
大阪市城東区関目５丁目15番34号
債務者　株式会社Ｏｎｅ　Ｂｙ　Ｏｎｅ
代表者代表取締役　一瀬　　歩
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　修一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月21日午後１時40分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第８４０号
北九州市八幡東区前田三丁目11番48号
債務者　山王起業株式会社
代表者代表取締役　伊藤　和美
1　決定年月日時　令和８年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三苫　和喜
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月22日午後１時30分
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第４４号
福岡県鞍手郡小竹町大字御徳1029番地
債務者　有限会社幸栄
代表者代表取締役　秋吉　博之
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　明石美紗子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月23日午前10時30分
福岡地方裁判所直方支部

令和８年（フ）第６０６号
熊本県上益城郡御船町大字滝川1707番地５
債務者　株式会社ＳＵＳＹ
代表者代表取締役　須﨑　裕子
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　智之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月23日午後１時30分
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第１９号
奈良県五條市田園三丁目35番地の５
債務者　有限会社桜本商店
代表者取締役　櫻本　明広
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤木　秀行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月24日午後１時30分
奈良地方裁判所五條支部

令和８年（フ）第１８９０号
北海道千歳市住吉１丁目12番４－１号２－Ｂ号
債務者　株式会社宮川
代表者代表取締役　宮川雄次郎
1　決定年月日時　令和８年10月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高田周一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午前10時30分
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２０４号
北海道釧路市星が浦大通一丁目４番７号
債務者　三興電機株式会社
代表者代表取締役　笹島　伸元
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　簑島　弘幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午前10時
釧路地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１６６０号
さいたま市南区別所三丁目16－11泰合ビル303－Ｃ号室
債務者　日吉商事株式会社
代表者代表取締役　趙　立才
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池上　雅弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午後１時50分
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第２４２３号
名古屋市北区中味鋺３丁目411番地、旧本店所在地名古屋市中区丸の内２丁目２番15号
債務者　株式会社ＭＦ（旧商号　株式会社エフケイインベストメント）
代表者代表取締役　増田　哲也
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　友梨
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午前10時30分
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第３０７号
堺市堺区南安井町六丁１番９－501号
債務者　株式会社クラリス
代表者代表取締役　神田　　茂
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安田　慶太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午前10時
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３５２号
奈良県天理市長柄町2092番地22
債務者　Ｍ．Ｒ．Ｔ．Ｈ合同会社
代表者代表社員　山田　昌一
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金丸　有希
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午前10時40分
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１０９号
新潟県長岡市美沢１丁目490番地11
債務者　有限会社総和住建
代表者代表取締役　田村　和雄
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉森　芳博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午前11時20分
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和８年（フ）第８０７号
神戸市中央区下山手通七丁目６－１
債務者　株式会社ユウシン創建
代表者代表取締役　岩下　　等
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　　皓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午前10時45分
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１４１号
沖縄県浦添市前田三丁目２番19号
債務者　株式会社孝建設
代表者代表取締役　西野　義孝
1　決定年月日時　令和８年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川田浩一朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午前10時
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第２２４号
長野県上高井郡高山村山田温泉3507番地１
債務者　梅の屋リゾート株式会社
代表者代表者取締役　涌井　貞朋
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮下　和貴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午前11時30分
長野地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１００１号
仙台市太白区青山二丁目９番21号
債務者　合同会社みのりフーズ
代表者代表社員　藤野　明広
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大泉　力也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午後１時40分
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第９９９号
大阪府河内長野市木戸西町三丁目12番８号
債務者　株式会社雅
代表者代表取締役　大原　裕明
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福岡　宏海
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午前10時
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第２６７号
北海道留萌市錦町二丁目３番23号
債務者　株式会社ちょびすけ
代表者代表取締役　山田　誠二
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　優文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月27日午後２時
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第９５号
茨城県取手市新町５丁目14番18号
債務者　匠ネットワークス株式会社
代表者代表取締役　森川　暢三
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒田　祥史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月28日午後１時30分
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

令和８年（フ）第１０９８号
仙台市青葉区台原５丁目17番10―313号
債務者　Ｙ・Ｍ　ｐｒｏｊｅｃｔ株式会社
代表者代表取締役　平山　陽介
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤今日平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月１日午前11時
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１５７９号
さいたま市見沼区東大宮一丁目75番地１
債務者　株式会社エステラ
代表者代表取締役　關口　　彰
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　赤木　誠治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月１日午後１時30分
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第２２６５号
東京都品川区北品川５丁目５番15号大崎ブライトコア４階Ｓｈｉｐ
債務者　一般社団法人日本アスリートウォーキング協会
代表者代表理事　石部　順一
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　早川　和孝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月３日午後２時10分
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５４１７号
大阪市北区大深町６番38号グラングリーン大阪北館820
債務者　ＣｏｎｎｅｃｔＡＩ株式会社（旧商号　株式会社ＮＡＤＪＡ）
代表者代表取締役　濱口　雄太
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林堂　佳子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月４日午後２時10分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１７９号
群馬県太田市由良町1576番地１
債務者　株式会社ファスト
代表者代表取締役　齋藤　　直美
1　決定年月日時　令和８年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青木　一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月９日午後２時
前橋地方裁判所太田支部

令和８年（フ）第１８０号
群馬県邑楽郡邑楽町大字中野5745番地８
債務者　株式会社エヌワン
代表者代表取締役　齋藤　直美
1　決定年月日時　令和８年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青木　一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月９日午後２時
前橋地方裁判所太田支部

令和８年（フ）第１６７号
島根県松江市大庭町969番地18
債務者　株式会社八島工業
代表者代表取締役　福島　章弘
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高野　陽太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月９日午後１時30分
松江地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１９３２号
福岡市博多区博多駅南三丁目４番30―1001号、商業登記簿上の本店所在地熊本県球磨郡錦町一武2823番地79
債務者　株式会社ｓｏｒｒｉｓｏ（旧商号　ＣａｔａＤｏｏｒ株式会社）
代表者代表取締役　岩崎　勇太
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堤　絵里香
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月９日午前10時30分
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１９７３号
福岡市中央区福浜一丁目７番10号
債務者　株式会社Ｇ－ＳＴＲＩＤＥ
代表者代表清算人　下田　忠慶
1　決定年月日時　令和８年10月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金子　尚史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月９日午前11時30分
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１９７４号
福岡市中央区福浜一丁目７番10号
債務者　株式会社ＧＳ－ＦＯＯＤＬＡＢ
代表者代表清算人　下田　忠慶
1　決定年月日時　令和８年10月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金子　尚史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月９日午前11時30分
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１８２０号
福岡市中央区清川三丁目12番１―210号
債務者　株式会社Ｍ５クリエーション
代表者代表取締役　宮迫　政徳
1　決定年月日時　令和８年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平位　直子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月10日午前10時30分
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１８９４号
福岡市博多区月隈二丁目５番35―５号
債務者　有限会社清伸産業
代表者代表取締役　神田　　新
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藏　健一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月10日午後３時
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１７３７号
福岡市西区千里303―14―１
債務者　ブログホープ株式会社
代表者代表取締役　村川　慎吾
1　決定年月日時　令和８年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　　俊輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月16日午前10時
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１９２３号
福岡市中央区赤坂一丁目15番33―401号、旧本店所在地福岡市博多区博多駅東一丁目12番17号
債務者　株式会社シーアイエー
代表者仮代表取締役　是枝　秀幸
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梅野　晃平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月17日午後１時30分
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第５０６９号
大阪市鶴見区諸口１丁目１―74―ＢＥＦＲＥＥ－Ｂ棟２Ｆ
債務者　有限会社ひまわり家族
代表者取締役　加野　悦久
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　籔根　壮一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月21日午後２時10分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５０７０号
大阪市鶴見区諸口１丁目１番74号ＢＥＦＲＥＥ１Ｆ
債務者　ユニバーサル・スカイ株式会社
代表者代表取締役　加野　悦久
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　籔根　壮一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月21日午後２時10分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第６２８号
栃木県下都賀郡壬生町大字安塚2105番地６
債務者　株式会社越雲建築社
代表者代表取締役　越雲　健太
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　海老原　輝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月25日午前10時40分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第１０２６号
京都市右京区西院東中水町７番地
債務者　有限会社サーガル
代表者取締役　黒田あゆみ
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　錦織　秀臣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午前10時
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第３６９号
和歌山県紀の川市名手市場414―１
債務者　有限会社藤田運送
代表者取締役　藤田　敦久
1　決定年月日時　令和８年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北山　武志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午前10時50分
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第２３１号
群馬県高崎市下豊岡町189番地19シティコーポ101号
債務者　株式会社スコッド
代表者代表取締役　岡本　　忍
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡井　裕一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午前11時50分
前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（フ）第１５３６号
埼玉県新座市栄五丁目12番12号シャルマン・栄103号室
債務者　Ｃｈｉｌｌ株式会社
代表者代表取締役　山根　正之
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平栗　丈嗣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午後２時20分
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第５２１７号
大阪市港区築港２―１―３―703
債務者　Ｔ＆Ｓ環境サービス株式会社
代表者代表取締役　富田　耕司
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金子　哲也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１０３０号
広島市佐伯区五日市町石内373番地２
債務者　有限会社Ｋ・Ｓカンパニー
代表者代表取締役　新崎　京子
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西　　剛謙
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午後２時
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第５７５号
岡山市南区浦安本町16番地11
債務者　キョウエイ株式会社
代表者代表取締役　橋本　裕也
1　決定年月日時　令和８年10月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　南　　和成
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午後１時30分
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１６９０号
さいたま市中央区鈴谷１―25―41
債務者　株式会社Ｃｒｏｓｓ　Ｃｏｍｍｕｎｉｔｙ
代表者代表取締役　下地　　慧
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷垣　智之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午前10時40分
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第２４１０号
横浜市港北区新横浜３丁目１番地２ＬＡ．ＰＲＹＬＥ新横浜802
債務者　株式会社クレサス
代表者代表取締役　矢島　浩明
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　細村　賢太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午後２時20分
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４６４号
新潟市江南区東船場四丁目１番27号
債務者　上杉快運合同会社
代表者代表社員　上杉　一隆
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原田　友紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午後２時30分
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第５１８４号
大阪市西区靱本町１丁目15番10号
債務者　株式会社Ｎ．２ｃｏｎｓｔｒｕｃｔｉｏｎ　ｗｏｒｋｓ
代表者代表取締役　西澤　宜征
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　明俊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午後２時50分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１２３号
岐阜県大垣市昼飯町255番地の６
債務者　山之上鉄工株式会社
代表者代表取締役　山之上智代子
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡本　浩明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午前10時30分
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和８年（フ）第２９６号
北海道上川郡美瑛町字下宇莫別第五
債務者　株式会社東亜運輸
代表者代表取締役　餌取　幹夫
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　須藤　良太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月27日午後３時
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第８６５号
仙台市太白区中田１丁目14番45―301号、登記簿上の住所栃木県大田原市美原１丁目６番18号王冠ボウル内
債務者　株式会社スマイルフィールド.
代表者代表取締役　岡部　直治
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　篤
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月29日午後２時10分
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第９４９号
仙台市太白区鈎取二丁目10番45号
債務者　株式会社アースメント
代表者代表清算人　佐藤　駿
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　庄司　拓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月29日午後１時30分
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１７８７号
埼玉県志木市下宗岡四丁目25番９号
債務者　株式会社ティーエムビー
代表者代表取締役　山崎　広志
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩﨑　理
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月１日午前11時30分
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第６４３号
埼玉県入間市下藤沢五丁目１番地２
債務者　昭和電子産業株式会社
代表者代表取締役　吉沼　昭夫
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内田　敦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月３日午後１時20分
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第６４４号
埼玉県入間市東藤沢１―３―25
債務者　株式会社東京信友
代表者代表取締役　吉沼　昭夫
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内田　敦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月３日午後１時20分
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第６７９号
埼玉県所沢市和ケ原三丁目332番地の12
債務者　株式会社昭和電子販売
代表者代表取締役　吉沼　昭夫
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内田　敦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月３日午後１時20分
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第６８０号
埼玉県入間市下藤沢五丁目１番地２
債務者　東京信友福祉販売株式会社
代表者代表取締役　吉沼　昭夫
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内田　敦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月３日午後１時20分
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第１０５５号
大阪府羽曳野市蔵之内604番地の４
債務者　芝池運輸株式会社
代表者代表取締役　芝池　昭雄
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福井　俊一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月25日午後１時30分
大阪地方裁判所堺支部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和８年（フ）第４８号
福岡県飯塚市大分1221番地17
債務者　若松　雛
1　決定年月日時　令和８年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　矢野真依子
4　破産債権の届出期間　令和８年11月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月21日午前11時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

令和８年（フ）第５１９号
兵庫県尼崎市塚口町２丁目34番地の６
債務者　玉淵　春樹
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　芦原　健
4　破産債権の届出期間　令和８年11月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午前10時
6　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第２４０号
三重県三重郡菰野町大字菰野3221番地１　大羽根荘Ｂ－７、前住所栃木県佐野市金屋下町2441番地１　ノースヒルズ金屋Ａ102
債務者　藤山　直子
1　決定年月日時　令和８年10月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石川　友裕
4　破産債権の届出期間　令和８年12月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月15日午前10時45分
6　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第４６２号
愛知県刈谷市井ケ谷町寺山下30番地３　ロザージュ206号、旧住所北海道札幌市白石区本通12丁目南５番18―101号
債務者　石川　康弘
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本多　朱里
4　破産債権の届出期間　令和８年11月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午後２時10分
6　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第１９８５号
横浜市神奈川区白幡上町15番11号　フェリース白楽203号
債務者　滋野英美子
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂本　智哉
4　破産債権の届出期間　令和８年11月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月９日午後１時50分
6　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５８号
秋田県雄勝郡羽後町郡山字上郡21番地
債務者　藤河　慧太
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近江　直人
4　破産債権の届出期間　令和８年11月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月26日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
秋田地方裁判所横手支部

令和８年（フ）第６０号
秋田県横手市朝倉町11番５号
債務者　石沢　清隆
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　外山奈央子
4　破産債権の届出期間　令和８年11月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月26日午後２時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
秋田地方裁判所横手支部

令和８年（フ）第５５号
静岡県掛川市天王町69番地　カーサドゥ24Ｂ201
債務者　田中　優香
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北川　直樹
4　破産債権の届出期間　令和８年11月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月４日午後１時40分
6　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

令和８年（フ）第２６２号
福島県郡山市本町二丁目20番19号　二葉エミネンス902号
債務者　宮島　絵里
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　宏昭
4　破産債権の届出期間　令和８年11月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月25日午前10時
6　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第７００号
千葉県柏市加賀３丁目33番８号
債務者　小林　愛
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　都田　和義
4　破産債権の届出期間　令和８年11月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月14日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第１８１４号
東京都武蔵野市西久保３丁目９番16号三山荘101
債務者　藤原　浩幸
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂上　智子
4　破産債権の届出期間　令和８年11月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月17日午後２時
6　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１８４２号
東京都町田市木曽東４丁目６番645号
債務者　立川　昇
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小澤　宏樹
4　破産債権の届出期間　令和８年11月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月17日午前11時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１８６６号
東京都狛江市中和泉１丁目21番６号ミドルハイム101
債務者　丹羽　直人
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　義人
4　破産債権の届出期間　令和８年11月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月17日午後１時45分
6　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第７９６号
千葉県柏市布施909番地の８
債務者　坂野　竜矢
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　國分　玲名
4　破産債権の届出期間　令和８年11月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月21日午後１時50分
6　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第８１２号
千葉県松戸市大金平１丁目30番地の１　Ｇｒｅａｔ　Ｈｅｉｍ306号
債務者　早川凜太郎
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉利　浩美
4　破産債権の届出期間　令和８年11月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月21日午前10時50分
6　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第８３７号
千葉県松戸市新松戸４丁目191番地の２　Ｓｙｍｂｉｏｓｅ301号
債務者　櫻井　建吾
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川田　真範
4　破産債権の届出期間　令和８年11月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月21日午前10時10分
6　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第８７１号
千葉県我孫子市湖北台７丁目１番４―501号
債務者　鈴木　義浩
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻　慎也
4　破産債権の届出期間　令和８年11月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月21日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第８８２号
岩手県奥州市水沢佐倉河字鐙田27―５Ａｎｓｉｎ館206号室、住民票上の住所千葉県松戸市西馬橋３丁目37番地の９　サニークレメントⅡ―202号
債務者　小山　修輔
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鍋倉　征成
4　破産債権の届出期間　令和８年11月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月21日午後１時10分
6　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第７１２号
川崎市多摩区東生田４丁目13番12号
債務者　関　貴章
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　楠田　真司
4　破産債権の届出期間　令和８年11月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月23日午前10時40分
6　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第３８７号
静岡県袋井市浅名945番地の12
債務者　髙木　誠
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中島　直美
4　破産債権の届出期間　令和８年11月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月23日午後１時50分
6　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第２４４号
愛知県江南市高屋町旭92番地１
債務者　森　弘全
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加塚　裕師
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月20日午前10時45分
6　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（フ）第１５４８号
さいたま市岩槻区美園東２丁目17番地14　プラティーク403号室
債務者　富田　康揮
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上月　裕紀
4　破産債権の届出期間　令和８年11月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月25日午後１時40分
6　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第８４５号
千葉県柏市高南台１丁目31番地４
債務者　荒川　裕輝
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　　陽
4　破産債権の届出期間　令和８年11月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月13日午前10時10分
6　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第８６３号
千葉県松戸市常盤平西窪町６番地の１　ハイ・エグジスタンス301号
債務者　寺川　賢一
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　榎本　裕史
4　破産債権の届出期間　令和８年11月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月13日午後１時20分
6　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第７４０号
川崎市幸区南加瀬４丁目23番21号
債務者　柄澤　幹男
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　妻鹿　琢生
4　破産債権の届出期間　令和８年11月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月13日午前10時40分
6　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第７５８号
川崎市多摩区西生田５丁目７番11号　M館202
債務者　坂本　　守
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　瀬沼　一成
4　破産債権の届出期間　令和８年11月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月13日午前11時10分
6　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第２１１号
神奈川県横須賀市鴨居１丁目61番28号
債務者　片岡　勇海
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松岡　　学
4　破産債権の届出期間　令和８年11月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月14日午前11時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（フ）第７８８号
千葉県松戸市大橋615番地　マンション市兵衛207号
債務者　田村　政広（旧姓八巻）
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　多賀野　司
4　破産債権の届出期間　令和８年11月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月18日午後１時20分
6　免責意見申述期間　令和９年１月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第８７３号
千葉県野田市清水673番地の112
債務者　久保島優良
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大友　竜亮
4　破産債権の届出期間　令和８年11月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月18日午前10時50分
6　免責意見申述期間　令和９年１月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第７０１号
川崎市多摩区登戸3000番地　ＢＡＪＩＲＡ301
債務者　安藤　秀樹
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　畑　裕士
4　破産債権の届出期間　令和８年11月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月19日午前10時50分
6　免責意見申述期間　令和９年１月18日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第３６４号
静岡県浜松市中央区葵東二丁目24番41号
債務者　太田　秀一
1　決定年月日時　令和８年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋本友紀子
4　破産債権の届出期間　令和８年11月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月19日午後３時
6　免責意見申述期間　令和９年１月19日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第２６９号
佐賀県小城市小城町晴気1489番地１
債務者　江里口　剣
1　決定年月日時　令和８年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　半田　　望
4　破産債権の届出期間　令和８年12月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月21日午前10時10分
6　免責意見申述期間　令和９年１月20日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１７４９号
東京都町田市原町田３丁目２番８号アトラスタワー町田405
債務者　石井　貴康
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊地　健治
4　破産債権の届出期間　令和８年11月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月27日午前11時
6　免責意見申述期間　令和９年１月27日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第７３１号
東京都稲城市矢野口791番地の３　くまさんハウス201
債務者　菊地　章訓
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　矢口　統一
4　破産債権の届出期間　令和８年11月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年２月９日午前10時
6　免責意見申述期間　令和９年２月８日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第１８９０号
東京都立川市一番町１丁目28番地の12
債務者　渡邉　　博
1　決定年月日時　令和８年10月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　玉盛　勝久
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年２月18日午前11時45分
6　免責意見申述期間　令和９年２月18日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１８９１号
東京都立川市一番町１丁目28番地の12
債務者　渡邉　慶子
1　決定年月日時　令和８年10月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　玉盛　勝久
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年２月18日午前11時45分
6　免責意見申述期間　令和９年２月18日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１８４４号
東京都小平市美園町２丁目１番８―405号
債務者　高山　　淳
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中西　俊枝
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月９日午前10時45分
6　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第２４６７号
神奈川県大和市渋谷５丁目６番地11　ヴェルジェⅡ501
債務者　山下　剛司
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高木　彩子
4　破産債権の届出期間　令和８年11月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月17日午後３時10分
6　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１８５４号
東京都八王子市寺田町764番地８コーポラスミネ102号
債務者　秋元　康一
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　高興
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月11日午前11時
6　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１８４５号
東京都八王子市下恩方町505番地でうらコーポⅡ201号
債務者　寺町由起夫
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　志賀清二郎
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月15日午前11時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１８４７号
東京都東久留米市下里四丁目１番22―504
債務者　北西　正明
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩島のり子
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月16日午前10時45分
6　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第６３７号
栃木県宇都宮市平松町470番地４　ラ・セゾン伊藤302、前住所栃木県宇都宮市上戸祭町3114番地10
債務者　大貫　博史
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　裕一
4　破産債権の届出期間　令和８年11月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月18日午前10時40分
6　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第６６６号
栃木県さくら市鷲宿2630番地３
債務者　村上　治久
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中澤　浩平
4　破産債権の届出期間　令和８年11月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月18日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第１７７３号
東京都小平市喜平町１丁目７番14―306号
債務者　濵田　大和
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小柴　一真
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月23日午前10時45分
6　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第５１１号
栃木県宇都宮市鶴田町737番地　ブラン・ノワールＡ103、前住所栃木県宇都宮市金田町379番地
債務者　小林　武美
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹澤　　隆
4　破産債権の届出期間　令和８年11月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月25日午前10時20分
6　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第６２９号
栃木県宇都宮市田野町652番地１、前住所栃木県下都賀郡壬生町大字安塚2105番地６
債務者　越雲　健太
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　海老原　輝
4　破産債権の届出期間　令和８年11月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月25日午前10時40分
6　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第１８３２号
埼玉県新座市栗原一丁目１番16号髙木方
債務者　菅原　英郎
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大藏　隆子
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月13日午前11時
6　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１４８号
富山県射水市小島3650番地
債務者　サニー　妙子
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　美穂
4　破産債権の届出期間　令和８年11月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月14日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
富山地方裁判所高岡支部

令和８年（フ）第１９２号
静岡県富士市久沢813番地の10
債務者　篠原　はつ子
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加茂　聡子
4　破産債権の届出期間　令和８年11月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月14日午前10時10分
6　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第１５９５号
東京都小金井市中町３丁目23番７号泉荘202
債務者　宮坂　　悠
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近藤わかな
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月15日午前11時
6　免責意見申述期間　令和９年１月15日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第３７０号
静岡県浜松市中央区助信町12番18号
債務者　杉本　武雄
1　決定年月日時　令和８年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河島　多恵
4　破産債権の届出期間　令和８年11月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月19日午後３時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月19日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第１８８３号
福岡市城南区長尾５丁目21番21号　フォーサイト長尾アパルトメントアール　202号、前住所福岡市西区今津377番地　今津赤十字病院（日赤看護師宿舎）　206号
債務者　川口　和也
１　決定年月日時　令和８年10月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　川渕　春花
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月８日午後３時
５　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１０８８号
福岡市西区泉３丁目16番５号
債務者　ひら川製麺処　こと　平川　省吾
１　決定年月日時　令和８年10月８日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐川　　民
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月11日午後２時
５　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１７９２号
福岡県古賀市小竹992番地　ヴィラージュ小竹Ａ棟201号
債務者　巧鈴左建こと　久原　卓也
１　決定年月日時　令和８年10月５日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　田中　広樹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月15日午後１時50分
５　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１８２２号
福岡市西区姪の浜２丁目３番11―905号　ビブロス
債務者　川﨑美津子
１　決定年月日時　令和８年10月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　宮本　直樹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月８日午後３時30分
５　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１９６２号
福岡市城南区南片江１丁目27番５―205号　レオパレスパームヒルズＡ、前住所福岡県那珂川市今光１丁目24番地２
債務者　藤原　徹平
１　決定年月日時　令和８年10月５日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　田上　雅之
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月11日午前11時30分
５　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２９１号
長崎県長崎市かき道１丁目26番９号
債務者　松尾　龍彦
１　決定年月日時　令和８年10月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　川島　陽介
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月２日午前11時
５　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１７６２号
福岡市城南区茶山２丁目27番５―102号　ヘーベルメゾン茶山
債務者　茂呂田　唯
１　決定年月日時　令和８年10月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　庄島　純平
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月15日午後３時30分
５　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１７８５号
福岡県糟屋郡宇美町宇美１丁目９番13号
債務者　山田　真一
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　庄島　純平
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月11日午後２時30分
５　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１８２５号
福岡市東区大字志賀島1298番地84
債務者　千葉　真一
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　浅田憲太郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月11日午前10時
５　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第７３５号
北九州市小倉北区金鶏町１番12―205号
債務者　堀尾　喜孝
１　決定年月日時　令和８年10月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　田篭　亮博
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月15日午後１時30分
５　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第１８３１号
札幌市東区東苗穂８条３丁目17番３号　セレーサＤ棟１号
債務者　米澤　佳佑
１　決定年月日時　令和８年10月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　緒方　拓郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月16日午後３時30分
５　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７３８号
福岡市西区今宿西１丁目28番20号
債務者　ＦｅｅＬｓ．こと村川　慎吾
１　決定年月日時　令和８年10月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　森　　俊輔
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月16日午前10時
５　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１７４１号
福岡市博多区諸岡３丁目27番12―306号　ベルアージュ井尻
債務者　九浦　亜衣（旧姓和田）
１　決定年月日時　令和８年10月８日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　隈　　慧史
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月11日午後１時30分
５　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１９４２号
福岡県糟屋郡須恵町大字上須恵1160番地２　サンハイム井上Ｂ101号
債務者　木村　　博
１　決定年月日時　令和８年10月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　出光　良彰
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月18日午前10時30分
５　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第３４３号
鹿児島市高麗町27番４号　第１藤ビル504号、前住所福岡市西区野方２丁目40番８―202号　フロンティア野方ⅡＢ棟
債務者　三浦　光則
１　決定年月日時　令和８年10月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　犬童　正樹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月９日午後３時
５　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第４４７６号
大阪市城東区諏訪４丁目24番２―202号
債務者　原田　幸好
１　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　梶井　規貴
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月17日午後１時30分
５　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１１３０号
福岡市博多区博多駅前４丁目28番１―707号　ピュアドームエスパルシア博多
債務者　酒瀬川潤一郎
１　決定年月日時　令和８年10月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　柳田　　駿
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月17日午後４時
５　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１５６２号
福岡県春日市昇町７丁目１番地
債務者　永安龍之助
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古賀　純子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月18日午後４時
5　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１６３１号
福岡市東区千早５丁目32番10―716号　グランフォーレ千早プレミア、前住所福岡県糟屋郡新宮町新宮東１丁目４番21―408号
債務者　吉井　英子（旧姓井浦）
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高村　欣光
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月15日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１８３６号
福岡県太宰府市石坂２丁目25番８号　フレグランスⅡB105号
債務者　村上　徳人
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松嶋　健一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月18日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１８４５号
福岡県筑紫野市塔原東１丁目14番６―210号
債務者　里崎　　翔
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内田　鴻二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月22日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第５０号
熊本県菊池市藤田30番地２
債務者　岩木　賢二
1　決定年月日時　令和８年10月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂本　達彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月４日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

令和８年（フ）第５１号
熊本県菊池市藤田30番地２
債務者　岩木まさみ
1　決定年月日時　令和８年10月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂本　達彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月４日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

令和８年（フ）第４６７４号
大阪府吹田市朝日が丘町49番２号　（201―1）
債務者　横山　秀樹
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻　　拓也
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４９０８号
大阪府東大阪市友井３丁目５番７号
債務者　柳原　正義
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梅嵜　啓示
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４９０９号
大阪府東大阪市友井３丁目５番７号
債務者　柳原　雅美（旧姓大東）
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梅嵜　啓示
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第１８８８号
名古屋市中川区助光２丁目602番地　Ｗａｒｒｅｎ　Ｓｕｋｅｍｉｔｓｕｌ　203号、従前の住所三重県三重郡菰野町大字福村50番地１レオパレスこもの206
債務者　高田　　栞
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１９３６号
愛知県名古屋市守山区桔梗平２丁目112番地の１
債務者　神谷　一貴
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１９６９号
名古屋市千種区春岡通５丁目13番地の12　メゾンベルジュール春岡４Ｂ号、従前の住所名古屋市中川区吉津２丁目402番地　フォーシーズ203号
債務者　井上　健太
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２００７号
名古屋市西区名西２丁目38番52号　オーネスト名西
債務者　小村　良三
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２０１４号
名古屋市港区油屋町４丁目13番地の２　ジャルダン新栄302号
債務者　河野　沙織
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２０２８号
名古屋市北区辻町１丁目８番地　県営辻町住宅２街区５棟606号
債務者　綱分　健二
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２０６２号
愛知県半田市桐ケ丘３丁目10番地の３　レオパレス桐ヶ丘201号
債務者　松浦　克典
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２０８３号
名古屋市北区清水２丁目19番７号　ラ・フォーレ清水Ⅱ101号
債務者　関根　弘之
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２１００号
名古屋市東区白壁３丁目21番11号　ＳｕｎＳｔａｔｅ白壁201号
債務者　澤田　日和
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２１１７号
名古屋市港区港楽３丁目１番６号　Ｌａｆｏｒｅ102号
債務者　廣中　秀之
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２１２６号
名古屋市瑞穂区雁道町２丁目１番地の９　スクエアＫ　107号
債務者　熊谷由紀江
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２１４６号
名古屋市天白区植田東２丁目116番地　ケアガーデン植田102号
債務者　永久聖士
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２１４９号
愛知県尾張旭市東印場町２丁目３番地１　ホワイトビル旭前３－Ｂ
債務者　井上　真二
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２１６０号
名古屋市南区要町３丁目９番地の１　サザンクロス205号
債務者　大下　真緒
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２１６５号
名古屋市昭和区元宮町４丁目２番地　メゾン・ド・イマージュ313号
債務者　大野　絢音
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２１７４号
名古屋市天白区島田が丘420番地の１　宗美106号
債務者　池田　智嗣
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２１８０号
名古屋市名東区上社１丁目302番地　サンルーム名古屋334号室、住民票上の住所愛知県豊明市新栄町４丁目65番地
債務者　大川　浩史
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２１８２号
名古屋市千種区星が丘山手403番地の１　シティライフグランヴィーネ星ケ丘Ａ棟713号
債務者　伊藤　晃
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２２０９号
名古屋市東区泉２丁目19番11号－１　ＳＨＯＫＥＮ　Ｒｅｓｉｄｅｎｃｅ名古屋＜泉＞903号
債務者　須藤　琢磨
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２２６０号
愛知県瀬戸市品野町６丁目1164番地
債務者　江尻　薫
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２５９８号
名古屋市北区楠味鋺４丁目208番地
債務者　白井　学
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１０４号
三重県伊勢市小俣町明野347番地10
債務者　松尾　明夫
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで　津地方裁判所伊勢支部破産係

令和８年（フ）第７３２号
北九州市小倉南区横代北町１丁目１番21号（２号）
債務者　由川　意志
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第３３４号
茨城県水戸市百合が丘町８番地の１　県営百合が丘アパート１棟302棟、前住所茨城県水戸市けやき台１丁目６番地の１　センターコートけやき台306号
債務者　鈴木　彩芽（旧姓小川）
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで　水戸地方裁判所

令和８年（フ）第３４２号
茨城県桜川市小塩233番地
債務者　仲田　歩
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで　水戸地方裁判所

令和８年（フ）第７２９号
埼玉県富士見市大字水子6351番地７　カインドネスみずほ台Ｓｏｕｔｈ204
債務者　宮本　梨咲
１　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

債権者集会期日取消し及び回付

令和８年（フ）第２９号
山梨県南都留郡山中湖村平野2197番地２
破産者　芙蓉台サービス株式会社
代表者代表取締役　垣見ウィリアム龍太郎
１　令和８年10月27日午前10時30分の財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日を取り消す。
２　本件を甲府地方裁判所に回付する。
令和８年９月24日
甲府地方裁判所都留支部

破産手続開始決定の取消決定確定及び任務終了計算報告集会の期日

令和８年（フ）第５４６６号
東京都港区新橋６丁目５番４号　ＤＩＫマンション新橋418
破産者　ａ株式会社
１　主文　原決定を取り消す。
２　決定確定日　令和８年10月14日
３　任務終了計算報告集会の期日　令和８年10月22日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

令和８年（フ）第１１１５号
福岡市博多区下呉服町９番８―403号　アクタス博多パークシティ
破産者　高取　祐太
１　破産債権の届出期間　令和８年10月30日まで
２　一般調査期日　令和８年11月10日午後３時
令和８年10月６日
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第４５９号
佐賀県唐津市浜玉町横田下102番地13
破産者　秋成　幸治
１　破産債権の届出期間　令和８年11月６日まで
２　一般調査期日　令和９年１月18日午前10時
令和８年10月６日
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１３３２号
福岡県春日市春日公園３丁目３番地　アーベイン春日公園１棟306号、破産手続開始決定時の住所福岡県大野城市白木原４丁目７番15―２号
破産者　アイス工房モンパリこと　嶋田　　藩
１　破産債権の届出期間　令和８年11月６日まで
２　一般調査期日　令和８年12月４日午後２時
令和８年10月６日
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１３４７号
福岡県朝倉市杷木寒水５番地１、前住所福岡県太宰府市水城４丁目21番６号
破産者　花城　伴子
１　破産債権の届出期間　令和８年11月６日まで
２　一般調査期日　令和８年12月15日午後１時10分
令和８年10月６日
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第９７号
長野市箱清水二丁目20番９号
破産者　有限会社三條設備
１　破産債権の届出期間　令和８年11月９日まで
２　一般調査期日　令和９年１月21日午前10時30分
令和８年10月８日
長野地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１００９号
福岡市南区野間４丁目32番７―102号　エスコート浩太
破産者　立花　　俊
１　破産債権の届出期間　令和８年11月９日まで
２　一般調査期日　令和８年12月11日午前10時
令和８年10月９日
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１８号
福岡県飯塚市上三緒628番地35　コーポ有門１号
破産者　鬼塚　裕次
１　破産債権の届出期間　令和８年11月10日まで
２　一般調査期日　令和９年１月25日午前11時
令和８年10月13日
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

令和８年（フ）第４１６０号
（最後の住所）大阪府門真市舟田町55番６号
破産者　被相続人亡松井幸一相続財産
１　破産債権の届出期間　令和８年11月12日まで
２　一般調査期日　令和８年12月14日午後１時30分
令和８年10月９日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第９４６号
札幌市東区北20条東１丁目２番33―305号
破産者　加藤　　翼
１　破産債権の届出期間　令和８年11月13日まで
２　一般調査期日　令和８年12月17日午後４時30分
令和８年10月９日
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第３６号
秋田市広面字糠塚32番地１
破産者　佐々木和子
１　破産債権の届出期間　令和８年11月13日まで
２　一般調査期日　令和８年11月24日午後１時30分
令和８年10月13日
秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第３７０号
兵庫県姫路市飾東町佐良和105番地２
破産者　村瀬　真季
１　破産債権の届出期間　令和８年11月13日まで
２　一般調査期日　令和９年１月15日午後１時40分
令和８年10月９日　神戸地方裁判所姫路支部

令和７年（フ）第２２７号
岐阜県大垣市和合本町１丁目282番地４　Ａ棟、開始決定時の住所岐阜県羽島市竹鼻町丸の内３丁目19番地（丸の内コーポラス301号室）（前々住所）兵庫県西宮市大浜町１番60―506号
破産者　清水　俊二
１　破産債権の届出期間　令和８年11月20日まで
２　一般調査期日　令和９年２月19日午前10時10分
令和８年10月９日　　岐阜地方裁判所

令和７年（フ）第５１８号
埼玉県草加市新里町753番地６　メゾネット新里パート１―202号
破産者　宮﨑　重信
１　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
２　一般調査期日　令和９年１月22日午前10時50分
令和８年10月９日
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

破産管財人変更

令和８年（フ）第５５７号
広島県呉市本通８丁目５番１１号
破産者　有限会社枝岸新聞舗
代表者取締役　枝岸　弘利
破産管財人中村　八束が辞任したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　坂下　宗生
令和８年10月１日
広島地方裁判所民事第４部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

令和８年（フ）第２６２号
宮崎市大字鏡洲708番地21、住民票上の住所宮崎市大字熊野2294番地
破産者　大野　僚太
異議申述期間　令和８年11月24日まで
令和８年10月13日　　宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１２２号
宮崎県日向市大字富高6264番地117　レジデンス朋201号
破産者　平田ゆかり
異議申述期間　令和８年11月24日まで
令和８年10月13日　宮崎地方裁判所延岡支部

令和７年（フ）第５８１３号
大阪市旭区高殿７丁目１番22―905号
破産者　小林　将浩
異議申述期間　令和８年12月４日まで
令和８年10月９日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１９２２号
大阪市住吉区長居東２丁目１番21―402号
破産者　比嘉　勇人
異議申述期間　令和８年12月４日まで
令和８年10月９日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２５５１号
代替住所Ａ（旧住所　大阪市東成区東小橋２丁目８番４―405号）
破産者　野川　忠章（法定代理人補助人廣政純一郎）
異議申述期間　令和８年12月４日まで
令和８年10月９日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２７３号
鹿児島市広木１丁目21番11号　エーデルハイム久保205号
破産者　岩坪　亮平
異議申述期間　令和８年12月４日まで
令和８年10月９日
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第３４３６号
大阪市此花区酉島１丁目９番17号
破産者　伊藤組道路株式会社
異議申述期間　令和８年12月８日まで
令和８年10月13日
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算開始

令和8年（ヒ）第3029号
大阪府八尾市植松町二丁目６番11号
清算株式会社　株式会社からここマーケット
代表清算人　　小林　雅代
１　決定年月日　令和8年10月6日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（ヒ）第１２号
東京都町田市原町田６－９－８アエタ町田４階
清算株式会社　株式会社アングラーズ
代表清算人　　若槻嘉亮
１　決定年月日　令和８年１０月６日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

特別清算終結

令和８年（ヒ）第1001号
長野市鶴賀権堂町２３１２番１号
清算株式会社　シソーラス株式会社
代表清算人　荒　井　雄　彦
１　決定年月日　令和８年１０月５日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
長野地方裁判所民事部

特別清算協定認可

令和８年（ヒ）第１００４号
名古屋市東区東桜１丁目１０番９号
清算株式会社　　ＣＪ株式会社
代表清算人　　小栗徳丸
１　決定年月日　令和８年９月３０日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、協定債権者Ｅを除く別紙記載の協定債権者（以下「本協定債権者」という。）に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、各協定債権者に対して、下記記載の金額を弁済する。
記
協定債権者Ａ　　金581,266円
協定債権者Ｂ　　金535,304円
協定債権者Ｃ　　金8,652円
協定債権者Ｄ　　金22,053円
２　本協定債権者は、前項の金員の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各本協定債権者から各弁済額を控除した残額につきその債務を免除する。
３　協定債権者Ｅは、清算株式会社に対する協定債権の全額につき、その債務を免除する。
４　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各本協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各本協定債権者が前項の規定により行った免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失う。
以上
名古屋地方裁判所民事第２部

（別紙）
協定債権者目録
協定債権者Ａ　愛知県信用保証協会
協定債権者Ｂ　名古屋市信用保証協会
協定債権者Ｃ　一般社団法人サービスデザイン推進協議会
協定債権者Ｄ　株式会社三菱ＵＦＪ銀行
協定債権者Ｅ　小栗徳丸
以上

令和８年（ヒ）第４号
徳島県徳島市佐古八番町２番１０号
清算株式会社　株式会社ラウドネス
代表清算人　吉岡　祐子
１　決定年月日　令和８年１０月５日
２　主文　次の協定を認可する。
協　定
１　清算株式会社は、別紙協定債権者一覧記載の各協定債権者（以下「各協定債権者」という。）に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、換価代金総額から特別清算手続に必要な費用等を控除した残額を、各協定債権額に応じて按分して弁済する。なお各協定債権のうち特別清算開始決定日以後の利息債権及び遅延損害金請求権については本協定認可決定確定時に全額免除する。
２　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
３　第１項の弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
徳島地方裁判所民事部

（別紙）
協定債権者一覧
株式会社三菱ＵＦＪ銀行
株式会社三井住友銀行
株式会社日本政策金融公庫
株式会社高知銀行
株式会社香川銀行
徳島県信用保証協会

令和８年（ヒ）第２７号
さいたま市南区神明１丁目１番４号
清算株式会社　株式会社エコ・テクノ・ジャパン
代表清算人　山口　壽夫
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　次の協定を認可する。
協　定
１　各協定債権者は、清算株式会社に対し、その債権額を全額放棄する。
２　清算人は、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、速やかにこれを換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を協定債権額の割合に応じて支払う。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債権の放棄は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
さいたま地方裁判所第３民事部

更生手続における保全管理命令

令和８年（ミ）第９号
千葉県柏市十余二３４８番地
開始前会社　昭和ホールディングス株式会社
１　主文　更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、開始前会社の業務及び財産に関し、保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　東京都中央区八丁堀四丁目１番３号　宝町ＴＡＴＳＵＭＩビル５階　岩崎法律事務所　弁護士　岩崎　晃
令和８年１０月１日
東京地方裁判所民事第２０部

更生手続における保全管理命令取消

令和８年（ミ）第６号
千葉県柏市十余二３４８番地
開始前会社　昭和ホールディングス株式会社
主文　令和８年7月１７日にした保全管理命令を取り消す。
令和８年１０月１日
東京地方裁判所民事第２０部

再生手続開始

令和８年（再）第２３号
神奈川県相模原市中央区千代田一丁目６番１１号
再生債務者　株式会社ホンダハウス
1　決定年月日時　令和8年10月6日午前11時30分
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和8年11月4日まで
4　再生債権の一般調査期間　令和8年12月9日から令和8年12月16日まで
東京地方裁判所民事第２０部

小規模個人再生による再生手続開始

令和８年（再イ）第１３号
北海道旭川市旭町２条16丁目199番地の89
再生債務者　宮崎　尚人
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月５日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月19日から令和８年11月26日まで
旭川地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第２４号
北海道旭川市東３条10丁目３番６号　イースト310　Ｂ101号室
再生債務者　渡辺　大雪
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月５日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月19日から令和８年11月26日まで
旭川地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第２６号
北海道旭川市東光３条８丁目４番８号
再生債務者　鈴木　柾哉
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月５日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月19日から令和８年11月26日まで
旭川地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第８６号
仙台市宮城野区出花２丁目３番地の12　コーポラスサトウⅢ―102
再生債務者　佐藤　政和
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月５日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月19日から令和８年12月３日まで
仙台地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第１０５号
仙台市青葉区中山３丁目15番13号
再生債務者　千葉　盛治
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月５日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月19日から令和８年12月３日まで
仙台地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第４４号
群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町441番地18
再生債務者　江連　智子
1　決定年月日時　令和８年10月８日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月５日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月19日から令和８年12月10日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（再イ）第３７９号
東京都大田区西馬込２―17―７
再生債務者　後閑　広大
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月５日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月19日から令和８年12月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第１８５号
神奈川県藤沢市鵠沼海岸６丁目２番３号　メーラ鵠沼102
再生債務者　海上　英智
1　決定年月日時　令和８年10月８日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月５日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月19日から令和８年11月26日まで
横浜地方裁判所第３民事部再生係

令和８年（再イ）第２７号
長野県須坂市大字小河原2060番地16
再生債務者　石渡　利幸
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月５日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月19日から令和８年11月26日まで
長野地方裁判所民事部再生係

令和８年（再イ）第３６４号
大阪市東淀川区淡路１丁目20番11号
再生債務者　阪下　昌史
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月５日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月12日から令和８年11月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第３９５号
大阪府茨木市小柳町17番27号　ライフ嶋203号
再生債務者　小松原一樹　（旧姓竹谷）
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月５日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月12日から令和８年11月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第４３５号
大阪市大正区泉尾４丁目15番７―403号
再生債務者　結城　大介
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月５日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月12日から令和８年11月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第７７号
大阪府藤井寺市野中５丁目６番16号
再生債務者　野尻　　環（旧姓根津）
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後２時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月５日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月12日から令和８年11月26日まで
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

令和８年（再イ）第８０号
堺市北区奥本町２丁58番地９
再生債務者　松中　洋祐
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後２時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月５日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月12日から令和８年11月26日まで
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

令和８年（再イ）第９６号
兵庫県姫路市北平野南の町３番22号
再生債務者　戸田　和哉
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月５日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月19日から令和８年12月10日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（再イ）第３１号
埼玉県入間市東町４―１―81　東町宿舎２号棟105号（申立時の住所）奈良市芝辻町４丁目１―15メゾン佐保Ａ203
再生債務者　佐藤　澄人
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月５日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月13日から令和８年11月27日まで
奈良地方裁判所

令和８年（再イ）第１０４号
広島市東区光町２丁目９番４―902号
再生債務者　太田尾委吹
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月５日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月12日から令和８年11月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第１０８号
北九州市門司区東門司２丁目９番16号
再生債務者　山本　幸雄
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月５日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月12日から令和８年11月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（再イ）第２７号
沖縄県那覇市安里２丁目８番３－606号
ボーヌング安里
再生債務者　廣田　祐二
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月５日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月19日から令和８年11月26日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（再イ）第３８号
盛岡市大館町12番５号
再生債務者　佐藤　僚太
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月６日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月20日から令和８年12月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（再イ）第８号
岩手県胆沢郡金ケ崎町西根杉ノ崎48番地37
再生債務者　佐々木康行
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月６日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月20日から令和８年12月４日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

令和８年（再イ）第７号
山形県鶴岡市由良一丁目21番35号
再生債務者　佐藤　理沙
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後２時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月６日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月20日から令和８年12月４日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

令和８年（再イ）第１４８号
横浜市中区蓬莱町２丁目３番地10　ラクレイス横濱関内1111
再生債務者　高橋　盛賢
1　決定年月日時　令和８年10月９日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月６日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月20日から令和８年11月27日まで
横浜地方裁判所第３民事部再生係

令和８年（再イ）第５１号
静岡県駿東郡長泉町下土狩1194番地の44
再生債務者　大内　　基
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月６日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月13日から令和８年11月27日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（再イ）第４３号
静岡県浜松市中央区中沢町44番１号
再生債務者　北浦　尚志
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月６日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月16日から令和８年11月24日まで
静岡地方裁判所浜松支部再生係

令和８年（再イ）第２３号
広島県福山市沼隈町大字中山南450番地10
再生債務者　内田　正博
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後１時30分
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月６日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月13日から令和８年11月27日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（再イ）第４２号
香川県高松市国分寺町福家甲3793番地14
再生債務者　隅田信二郎
1　決定年月日時　令和８年10月９日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月６日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月20日から令和８年12月４日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（再イ）第３３号
福岡県久留米市長門石２丁目９番65号
再生債務者　江頭　大知
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月６日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月16日から令和８年11月24日まで
福岡地方裁判所久留米支部個人再生係

令和８年（再イ）第５２号
熊本市北区津浦町37番４－２号
再生債務者　草野　恒一
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月６日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月20日から令和８年11月27日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（再イ）第３５号
大分市中津留１丁目７番15号　シャーメゾンハナブサ101
再生債務者　上尾　優麿
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月６日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月20日から令和８年12月11日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（再イ）第５６号
岐阜市柳津町梅松４丁目116番地（ハイツ杉山ⅢＡ　210号室）、（前住所）名古屋市守山区鳥羽見２丁目４番12号（レインボー新守山103号）
再生債務者　瀬尾　宏明
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年10月29日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月12日から令和８年11月19日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（再イ）第１４５号
埼玉県川口市差間３丁目38番47－５号
再生債務者　鈴木　吾昌
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年10月30日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月13日から令和８年11月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

令和８年（再イ）第１７６号
埼玉県川口市差間１丁目１番10号　ブランドール206号
再生債務者　菅原　孝幸
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年10月30日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月13日から令和８年11月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

令和８年（再イ）第６７号
埼玉県春日部市粕壁6612番地１　ライオンズマンション春日部第８－404号
再生債務者　東海　直樹
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年10月30日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月13日から令和８年11月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

令和８年（再イ）第１７６号
千葉県千葉市稲毛区黒砂１丁目14番８－403号
再生債務者　川嶋　俊治
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年10月30日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月13日から令和８年11月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（再イ）第１９８号
千葉県八千代市大和田44番地23　シトラスＣ棟101号
再生債務者　唐木田　主
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年10月30日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月13日から令和８年11月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（再イ）第２０１号
千葉県市原市能満1907番地133
再生債務者　松田　英明
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年10月30日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月13日から令和８年11月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（再イ）第２６号
千葉県富津市青木1637番地25
再生債務者　林　　優
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年10月30日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月13日から令和８年11月27日まで
千葉地方裁判所木更津支部

令和８年（再イ）第６２号
岐阜県羽島郡岐南町薬師寺７丁目18番地（セジュール薬師寺　102号室）
再生債務者　石井　大吾
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年10月30日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月13日から令和８年11月20日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（再イ）第１３８号
福岡市城南区鳥飼６丁目１番23－507号　フォレスト
再生債務者　樋口祐一郎
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月２日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月９日から令和８年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第１９８号
札幌市豊平区豊平３条７丁目１番７－203号
再生債務者　酒井　裕司
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月４日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月17日から令和８年11月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第２３３号
北海道石狩市花川北１条５丁目197番地
再生債務者　曽根　　涼
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月４日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月18日から令和８年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第６４号
福岡市城南区片江１丁目25番５号
再生債務者　白水　靖之
1　決定年月日時　令和８年10月７日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月４日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月11日から令和８年11月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第２４６号
福岡市東区香椎浜１丁目５番２－204号　福岡県営住宅香椎浜団地
再生債務者　山田　政行
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後２時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月４日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月11日から令和８年11月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第２６２号
福岡県筑紫野市大字山家2530番地７
再生債務者　林　　潤児
1　決定年月日時　令和８年10月７日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月４日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月11日から令和８年11月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第１１４号
神戸市中央区楠町８丁目12番８号
再生債務者　馬込　真理
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月５日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月12日から令和８年11月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

令和８年（再イ）第１１８号
神戸市中央区中山手通６－１－24　清水壽方
再生債務者　平田　洋太
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月５日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月12日から令和８年11月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

令和８年（再イ）第１００号
広島県安芸郡坂町小屋浦１丁目７番３－301号
再生債務者　福永　幸江
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月５日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月12日から令和８年11月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

小規模個人再生による書面決議に付する決定

令和８年（再イ）第１１１号
千葉市若葉区加曽利町1800番地32
再生債務者　檀原　　匠
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月14日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月26日まで
令和８年10月９日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（再イ）第１１２号
千葉県船橋市咲が丘４丁目30番38号
再生債務者　宮澤　貴久
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月９日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月26日まで
令和８年10月９日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（再イ）第１２８号
千葉県船橋市夏見２丁目19番１－106号
再生債務者　青木　邦明
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月14日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月26日まで
令和８年10月９日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（再イ）第２２３号
東京都板橋区蓮根３－15－１－1127
再生債務者　青木　英治
1　決議に付する再生計画案　令和８年８月27日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月26日まで
令和８年10月９日
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第４１号
千葉県八千代市ゆりのき台７丁目20番地１
リズ・プラトリー201号室
再生債務者　粟野　武史
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月29日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月27日まで
令和８年10月９日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（再イ）第２３０号
東京都江戸川区小松川３―13―３―1103
再生債務者　まはと　ならやん
１　決議に付する再生計画案　令和８年８月17日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月27日まで
令和８年10月９日
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第２６７号
東京都江東区豊洲５―５―18―710
再生債務者　木原　麻世
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月２日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月27日まで
令和８年10月９日
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第２７０号
東京都練馬区桜台２―３―３―201
再生債務者　阿部　正美
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月16日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月27日まで
令和８年10月９日
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第４０号
仙台市太白区郡山字北目宅地45番地の２　ａｎｊｉｎｅＡ202
再生債務者　安倍　　健
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月28日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月30日まで
令和８年10月９日
仙台地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第１０５号
埼玉県上尾市大字瓦葺1436番地４
再生債務者　齊藤　大輝
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月16日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月30日まで
令和８年10月９日
さいたま地方裁判所第３民事部

令和８年（再イ）第４８号
埼玉県吉川市大字保98番地
再生債務者　鈴木　裕介
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月６日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月30日まで
令和８年10月９日
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

令和８年（再イ）第５１号
名古屋市南区丹後通５丁目48番地の３
再生債務者　藤原　隆盛
１　決議に付する再生計画案　令和８年８月５日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月30日まで
令和８年10月９日
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第９２号
名古屋市千種区田代本通２丁目11番地　覚王山アネクスⅡ　306号
再生債務者　小倉　朗夫
１　決議に付する再生計画案　令和８年７月８日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月30日まで
令和８年10月９日
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第１５７号
愛知県春日井市大手町４丁目５番地２
再生債務者　和歌　孝明
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月29日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月30日まで
令和８年10月９日
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第６号
愛知県田原市浦町南松崎１―１　第２田原寮4512
再生債務者　高橋　宏明
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月５日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月30日まで
令和８年10月９日
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（再イ）第６４号
仙台市泉区松森字内町69番地の１　レオパレスさくら108
再生債務者　石上　和明
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月５日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月４日まで
令和８年10月13日
仙台地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第２４号
茨城県つくば市要102番地10
再生債務者　高谷　正人
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月９日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月４日まで
令和８年10月13日
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（再イ）第４９号
栃木県日光市足尾町通洞４番24号
再生債務者　吉沼　真希
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月５日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月４日まで
令和８年10月13日
宇都宮地方裁判所第１民事部

令和８年（再イ）第２０号
群馬県伊勢崎市宮子町3417番地25　マ・メゾン203
再生債務者　市川　勇人
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月18日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月４日まで
令和８年10月13日
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（再イ）第８号
富山市藤木3185番地
再生債務者　林　　慶樹
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月30日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月４日まで
令和８年10月13日　　富山地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第３２３号
大阪市淀川区加島１丁目31番３―607号
再生債務者　本川　典明
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月２日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月４日まで
令和８年10月９日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第１８号
長野県北安曇郡松川村5724番地134
再生債務者　中山慎太郎
１　決議に付する再生計画案　令和８年８月25日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月６日まで
令和８年10月９日　長野地方裁判所松本支部

令和８年（再イ）第３１８号
大阪府守口市佐太中町７丁目12番１号
再生債務者　原口　良一
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月７日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月６日まで
令和８年10月９日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第３２７号
大阪府東大阪市吉田２丁目４番59号
再生債務者　浦谷　知治
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月６日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月６日まで
令和８年10月９日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第２１号
釧路市白金町17番112号　プリマ白金Ａ102号室
再生債務者　小林　駿介
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月25日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月10日まで
令和８年10月13日　釧路地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第２７号
静岡県富士宮市万野原新田3981番地の10
再生債務者　井上　嘉子
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月18日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月10日まで
令和８年10月13日
静岡地方裁判所富士支部破産係

令和８年（再イ）第３０号
静岡県富士市中之郷3180番地の15
再生債務者　高野　直人
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月７日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月10日まで
令和８年10月13日
静岡地方裁判所富士支部破産係

令和７年（再イ）第４５号
福島県須賀川市稲荷町88番地２
再生債務者　仲野　喜康
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月16日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月12日まで
令和８年10月13日
福島地方裁判所郡山支部再生係

令和８年（再イ）第９９号
福岡市城南区松山２丁目28番18号
再生債務者　梶原　雪江
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月25日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年10月26日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月26日まで
令和８年10月５日
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第１２９号
福岡県太宰府市通古賀１丁目２番17―205号
再生債務者　中堀　皓正
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月17日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年10月26日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月26日まで
令和８年10月５日
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第８８号
福岡市西区田尻１丁目27番７―203号　チェリー・ブロッサム
再生債務者　山口　太成
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月17日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年10月27日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月27日まで
令和８年10月６日
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第１７０号
福岡市西区生の松原１丁目２番18―202号　フェスティナレンテ
再生債務者　田川　祐樹
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月11日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年10月27日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月27日まで
令和８年10月６日
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第１７６号
福岡県太宰府市坂本２丁目１番21―802号
再生債務者　桒野　英嗣
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月25日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年10月27日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月27日まで
令和８年10月６日
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第８号
熊本県玉名市岩崎347番地１高津原マンション101号
再生債務者　上村　祐世
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月15日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年10月27日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月27日まで
令和８年10月13日　熊本地方裁判所玉名支部

令和８年（再イ）第１７９号
福岡市西区姪の浜５丁目17番29―105号　プレリュード
再生債務者　草場　啓光
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月28日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年10月28日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月28日まで
令和８年10月７日
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第１８３号
福岡市博多区博多駅南５丁目27番９―401号　パルコ駅南
再生債務者　荒木　宏美
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月18日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年10月28日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月28日まで
令和８年10月７日
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第９７号
神戸市垂水区千鳥が丘２丁目４番38号
再生債務者　安部　浩司
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月６日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年10月30日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月30日まで
令和８年10月９日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

令和８年（再イ）第７７号
岡山市北区平山679番地５（旧住所）岡山市北区牟佐1110番地２
再生債務者　篠岡　克享
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月１日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年10月30日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月30日まで
令和８年10月９日
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（再イ）第１２３号
福岡市南区多賀一丁目18番１―154号多賀団地100棟（住民票上の住所）熊本市東区月出２丁目４番40―1103号
再生債務者　松村　光真
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月29日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年10月30日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月30日まで
令和８年10月９日
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第１９号
秋田市飯島川端一丁目２番９号　サンパティ３　104号
再生債務者　北條　麗翔
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月11日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月４日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月４日まで
令和８年10月13日
秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第３４号
三重県桑名市大字大福244番地７　コンフィアンス―105
再生債務者　阿部馨太郎
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月７日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月４日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月４日まで
令和８年10月13日　津地方裁判所四日市支部

令和８年（再イ）第３５号
三重県桑名市大字福島962番地　スペリア桑名アネックスⅠ　1102号
再生債務者　阿部　秦華
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月28日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月４日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月４日まで
令和８年10月13日　津地方裁判所四日市支部

令和８年（再イ）第１６号
鳥取県米子市錦海町２丁目６番13号
再生債務者　武田　　亘
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月10日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月４日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月４日まで
令和８年10月13日　鳥取地方裁判所米子支部

令和８年（再イ）第５号
福岡県飯塚市太郎丸480番地７
再生債務者　木野　一平
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月15日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月４日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月４日まで
令和８年10月13日
福岡地方裁判所飯塚支部個人再生係

令和８年（再イ）第９０号
北九州市八幡西区泉ケ浦２丁目22番38―403号
再生債務者　秋本　拓也
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月17日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月４日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月４日まで
令和８年10月13日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（再イ）第４１号
鹿児島市皇徳寺台３丁目50番８－３号
再生債務者　飯田あゆみ
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月３日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月４日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月４日まで
令和８年10月13日
鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

令和８年（再イ）第５号
新潟県燕市五千石2812番地３
再生債務者　飯塚　　信
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月24日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月10日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月10日まで
令和８年10月13日　新潟地方裁判所三条支部

令和７年（再イ）第４４号
愛媛県松山市古川北２丁目19番20号　高池アパート５号
再生債務者　平田　誠二
1　決議に付する再生計画案　令和８年８月27日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月10日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月10日まで
令和８年10月13日　　松山地方裁判所民事部

給与所得者等再生による再生手続開始

令和８年（再ロ）第２号
静岡県富士市富士岡167番地の６
再生債務者　山田　和弘
1　決定年月日時　令和８年10月13日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月10日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月17日から令和８年11月27日まで
静岡地方裁判所富士支部破産係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

令和８年（再ロ）第４号
香川県高松市神在川窪町221番地13
再生債務者　水本　淳一
1　意見聴取に付する再生計画案　令和８年10月５日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　令和８年11月10日まで
令和８年10月13日
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（再ロ）第２号
滋賀県東近江市東沖野三丁目８番13－１号
再生債務者　川本　　聡
1　意見聴取に付する再生計画案　令和８年10月７日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　令和８年11月17日まで
令和８年10月13日　大津地方裁判所彦根支部

給与所得者等再生による再生計画認可

令和８年（再ロ）第１号
秋田県由利本荘市松街道45番地３　パインロード　103号室
再生債務者　石川　菜穂
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月１日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月９日
秋田地方裁判所本荘支部再生係

令和８年（再ロ）第１号
静岡県裾野市御宿1500番地　矢崎独身寮4529
（前住所）静岡県静岡市駿河区小鹿685番地の29
再生債務者　渡辺　大輔
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月13日
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てがあったので、所在等不明共有者は、同裁判をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。所在等不明共有者以外の共有者は、上記の不動産について裁判による共有物の分割の請求又は遺産の分割の請求がされている場合において、所在等不明共有者の持分の取得の裁判をすることについて異議があるときは、同日までに当裁判所に異議の届出をしてください。これらの届出がないときは、所在等不明共有者の持分の取得の裁判がされることになります。また、申立人以外の共有者は、上記の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てをする場合には、同日までに当裁判所に同裁判の申立てをしてください。

令和８年（チ）第３号
埼玉県越谷市千間台東三丁目496番地14
申立人　村岡伯子
住所・居所　不明
（最後の住所）
中華民国台北市大安区通安里003鄰
信義路四段258号７階
所在等不明共有者　何健捷
住所・居所　不明
（最後の住所）
中華民国台北市古亭区華林里８鄰南昌一段42号
所在等不明共有者　何健智
届出期間満了日　令和９年2月６日
令和８年10月６日
さいたま地方裁判所越谷支部
（別紙）　物　件　目　録
1　所在　越谷市千間台東３丁目
地番　496番14
地目　宅地
地積　97．50平方メートル
所在等不明共有者何健捷の持分　８分の１
所在等不明共有者何健智の持分　８分の１
2　所在　越谷市千間台東三丁目　496番地14
家屋番号　496番14
種類　居宅
構造　木造瓦葺２階建
床面積　１階　28．41平方メートル
２階　25．67平方メートル
所在等不明共有者何健捷の持分　８分の１
所在等不明共有者何健智の持分　８分の１

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地及び建物について所有者不明土地管理命令及び所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の土地及び建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和８年（チ）第2002号

大阪市西成区北津守１丁目４番33号
申立人　株式会社エスティクリーニング
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）大阪市浪速区水崎町７番地
所有者　鈴木　孝雄
届出期間満了日　令和８年11月30日
令和８年10月５日
大阪地方裁判所
（別紙）　物　件　目　録
１　所在　大阪市西成区北津守一丁目
地番　21番６
地目　宅地
地積　41．75平方メートル
２　所在　大阪市西成区北津守一丁目21番地６
家屋番号　21番６
種類　工場・居宅
構造　木造瓦葺２階建
床面積　１階　41．48平方メートル
２階　41．48平方メートル

令和８年（チ）第５号

東京都新宿区西新宿６丁目５番１号
申立人　株式会社スプートニク
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）川崎市上平間595番地
共有者　飯塚　宗一郎
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）川崎市中原区上平間595番地
共有者　飯塚　秀子
届出期間満了日　令和８年12月８日
令和８年10月６日
横浜地方裁判所川崎支部
（別紙）　物　件　目　録
１　所在　川崎市中原区上平間字古下河原
地番　595番11
地目　宅地
地積　200.71平方メートル
２　所在　川崎市中原区上平間字古下河原595番地11
家屋番号　595番11
種類　居宅
構造　木造瓦葺２階建
床面積　１階　96.72平方メートル
２階　22.26平方メートル

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和８年（チ）第２号

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目１５番１号
申立人　埼玉県
住所・居所　不明
（亡小野寺正孝の最後の住所及び不動産登記記録上の住所）埼玉県北葛飾郡杉戸町清地六丁目５番１８号
所有者　亡小野寺正孝相続財産
届出期間満了日　令和８年12月６日
令和８年10月６日
さいたま地方裁判所越谷支部
（別紙）　物　件　目　録
所在　北葛飾郡杉戸町大字倉松字天神広町
地番　727番2
地目　田
地積　571平方メートル

令和８年（チ）第６号

東京都千代田区霞が関一丁目１番１号
申立人　国
住所・居所・最後の住所　不明
共有者　亡赤道助次郎相続人　赤道　キミヨ
住所・居所・最後の住所　不明
共有者　亡赤道助次郎相続人　赤道　ユキヨ
住所・居所・最後の住所　不明
共有者　亡赤道助次郎相続人　赤道　チヨ子
住所・居所・最後の住所　不明
共有者　亡赤道助次郎相続人　赤道　アヤ子
住所・居所・最後の住所　不明
共有者　亡赤道助次郎相続人　赤道　イツ子
住所・居所・最後の住所　不明
共有者　亡赤道助次郎相続人　赤道　吉男
住所・居所・最後の住所　不明
共有者　亡赤道助次郎相続人　赤道　次男
住所・居所・最後の住所　不明
共有者　亡赤道助次郎相続人　赤道　光雄
（不動産登記記録上の所有者）
住所　熊毛郡平生町大字宇佐木623番地
最後の住所　不明
最後の本籍　山口県熊毛郡平生村大字宇佐木第623番地
死亡年月日　昭和16年１月20日
氏名　赤道　助次郎
届出期間満了日　令和８年12月７日
令和８年10月６日
山口地方裁判所岩国支部
（別紙）　物　件　目　録
１　所在　熊毛郡平生町大字宇佐木字井内田
地番　10357番
地目　山林
地積　563平方メートル

令和８年（チ）第２２号

広島市中区国泰寺町1丁目6番34号
申立人　広島市長　松井　一實
住所・居所　不明
（最後の住所）広島市安佐北区可部町大字城687番地の1
（不動産登記記録上の住所）広島市安佐北区可部町大字可部614番地
所有者　可部温泉株式会社
届出期間満了日　令和８年12月４日
令和８年10月６日
広島地方裁判所
（別紙）　物　件　目　録
所在　広島市安佐北区可部七丁目
地番　157番2
地目　墓地
地積　6.61平方メートル

令和８年（チ）第５号

広島県東広島市西条町助実1764番地１
申立人　寺西　大輔
住所・居所　不明
所有者　浜組共有地
届出期間満了日　令和８年12月７日
令和８年10月６日
広島地方裁判所尾道支部
（別紙）　物　件　目　録
１　所在　三原市須波一丁目
地番　1127番１
地目　宅地
地積　72．72平方メートル
２　所在　三原市須波一丁目
地番　1127番２
地目　宅地
地積　６．61平方メートル

令和８年（チ）第１１号

福島市杉妻町２番16号
申立人　福島県
住所・居所不明
（最後の住所）　千葉県松戸市常盤平３丁目25番地常盤平公団住宅３街区19棟413号
共有者　渡邉竜太
届出期間満了日　令和８年12月７日
令和８年10月６日
福島地方裁判所郡山支部
（別紙）　物　件　目　録
１　所在　本宮市仁井田字光田
地番　１番12
地目　田
地積　51平方メートル
（共有者持分　84分の１）
２　所在　本宮市仁井田字光田
地番　１番13
地目　公衆用道路
地積　154平方メートル
（共有者持分84分の１）
３　所在　本宮市仁井田字光田
番地　１番１
地目　田
地籍　29平方メートル
（共有者持分　84分の１）

令和８年（チ）第２２号

鳥取市若葉台南六丁目１４番６号
申立人　南部　一郎
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）大阪市北区天神橋三丁目３番３号
所有者　日建住宅株式会社
届出期間満了日　令和８年１２月７日
令和８年１０月６日
京都地方裁判所第５民事部
（別紙）　物　件　目　録
所在　城陽市枇杷庄鹿背田
地番　１０番
地目　宅地
地積　２５７．９５平方メートル

会社その他の公告

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務一切を承継して存続し、乙は解散することを決定いたしました。

効力発生日は令和八年十二月一日であり、両法人の総社員の同意は令和八年十月一日に終了しております。

この合併に対して異議のある債権者は、本公告を掲載した日の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

令和八年十月二十一日

埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目三九八番地一アドグレイス大宮七階

（甲）司法書士法人穂

代表社員　山中健太郎

京都市中京区錦小路通室町西入天神山町二八〇番地石勘ビル五階

（乙）司法書士法人奏

社員　石川　誉人

社員　横野　正典

社員　盛　真琴

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙及び丁の権利義務全部を承継して存続し乙、丙及び丁は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://cdn.shopify.com/s/files/1/0864/1993/1435/files/JTL_pdf?v=1789029032

（乙）https://cdn.shopify.com/s/files/1/0864/1993/1435/files/JTL_ADVANCE.pdf?v=1789029032

（丙）https://cdn.shopify.com/s/files/1/0864/1993/1435/files/JTL_PRELUDE.pdf?v=1789029032

（丁）https://cdn.shopify.com/s/files/1/0864/1993/1435/files/JTL_ART.pdf?v=1789029032

令和八年十月二十一日

福岡市博多区神屋町四―二

（甲）ＪＴＬ株式会社

代表取締役　李　成倫

福岡市博多区奈良屋町一四―二〇　一Ｆ

（乙）株式会社ＪＴＬ　ＡＤＶＡＮＣＥ

代表取締役　李　成倫

福岡市博多区奈良屋町一四―二〇　一Ｆ

（丙）株式会社ＪＴＬ　ＰＲＥＬＵＤＥ

代表取締役　李　成倫

福岡市博多区奈良屋町一四―二〇　一Ｆ

（丁）株式会社ＪＴＬ　ＡＲＴ

代表取締役　李　成倫

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://cdn.shopify.com/s/files/1/0864/1993/1435/files/JTL_JEWELRY.pdf?v=1789029032

（乙）https://cdn.shopify.com/s/files/1/0864/1993/1435/files/JTL_AUCTION_5a421a38-a77a-474b-ad9d-0070f55038b8.pdf?v=1789029033

令和八年十月二十一日

福岡市博多区神屋町四―二―五〇一号

（甲）株式会社ＪＴＬ　ＪＥＷＥＬＲＹ

代表取締役　李　成倫

福岡市博多区神屋町四―二―四〇二号

（乙）株式会社ＪＴＬ　ＡＵＣＴＩＯＮ

代表取締役　李　成倫

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の経営管理部門（資産管理部門・システム推進室・子会社支配管理事業）および経理部その他バックオフィス部門に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年六月二十五日

掲載頁　一六二頁（号外第一四〇号）

令和八年十月二十一日

北海道岩見沢市志文町九六六番地一五

（甲）株式会社志アセット

代表取締役　横山　尚彦

北海道岩見沢市志文町九六六番地一五

（乙）株式会社北辰

代表取締役　葛西　和光

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産賃貸事業、太陽光発電売電事業、オペリース保有事業及び株式会社リョウサンの株式保有事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は令和八年十二月一日であり、甲及び乙の株主総会の承認決議は令和八年十月一日に終了しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和八年十月九日

掲載頁　一七五頁（号外第二二三号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年十月九日

掲載頁　一七五頁（号外第二二三号）

令和八年十月二十一日

東京都品川区広町二丁目一番三号　ＯＩＭ　ＡＣＨＩ・ＴＲＡＣＫＳ・ＲＥＳＩＤＥＮＣＥ一四一八号室

（甲）株式会社おひさまホールディングス

代表取締役　廣海　勝也

徳島県徳島市応神町応神産業団地六番四

（乙）株式会社クラシオホールディングス

代表取締役　廣海　勝也

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するインターフェイス株式会社（住所東京都小金井市東町二丁目一番一二号）に対して当社の資産管理事業の一部に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年十月二十一日

東京都小金井市東町二丁目一番一二号

インターフェイス有限会社

取締役　降旗真寿幸

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するＲＩＺＡＰグローバルアンドリテール株式会社（東京都新宿区西新宿八丁目一七番一号）に対して当社のＡＰＯＲＩＴＯの屋号を用いた小売販売の事業及び海外事業に関する権利義務並びに国内事業に関する権利義務の一部を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年八月五日

掲載頁　四頁

令和八年十月二十一日

東京都新宿区西新宿八丁目一七番一号

ＲＩＺＡＰ株式会社

代表取締役　瀬戸　健

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月二十一日

千葉県野田市清水四三四番地四二

合資会社三姫

代表社員　山下　誠

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月二十一日

東京都日野市大字日野二七〇番地の四

合同会社ＦＵＬＬＦＬＡＴ

代表社員　大熊　聡

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年十二月一日であり、組織変更後の商号は株式会社アルファーストとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月二十一日

東京都北区堀船二丁目二番一五号

合同会社アルファースト

代表社員　中西　順子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月二十一日

東京都新宿区荒木町一五番地サンシャトー四谷六〇二

アクティブサポートジャパン合同会社

代表社員　西澤　俊志

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月二十一日

東京都府中市四谷一―一六―六一

Ｏｒｇａ合同会社

代表社員　多田　勇輝

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月二十一日

東京都港区高輪二丁目一六―四九モアニ高輪ゲートウェイ一階

合同会社縁樹

代表社員　大串　千晶

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月二十一日

神奈川県横浜市中区日本大通三三番地神奈川県住宅供給公社ビル二階

コモハウス合同会社

代表社員　向谷地　佑

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月二十一日

石川県鳳珠郡能登町字太田原一六字二四番地甲

合同会社おおだわら

代表社員　谷内健一郎

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月二十一日

岐阜県羽島市福寿町平方四丁目四五番地一

合同会社リベルティ

代表社員　杉江　拓弥

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月二十一日

新潟県長岡市新陽一丁目一五番地

ジャステムホールディングス株式会社

代表取締役　新保　良成

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十一億七千七百五十万円、資本準備金の額を十一億七千七百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年十月二十一日

掲載頁　二頁

令和八年十月二十一日

東京都世田谷区鎌田四丁目一八番一五号

平和運輸株式会社

代表取締役　澁澤　善文

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二十三億七千七百五十万円、資本準備金の額を二十三億七千七百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年十月二十一日

掲載頁　二頁

令和八年十月二十一日

東京都大田区南蒲田二丁目四番一四号

日本航運株式会社

代表取締役　澁澤　善文

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千五百十万円、資本準備金の額を一千二百六十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年十月二十一日

東京都武蔵野市中町二丁目一番一五号

有限会社ヴァーチャル・ネットワーク

取締役　中平　彰

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月二十一日

滋賀県大津市仰木の里東七丁目八番七号

カイザーマーケティングアンドコミュニケーションズ合同会社

代表社員　富澤　尚也

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月二十一日

大阪府箕面市箕面六丁目四―四三

ＭＯＭＯｚ　ＴＯＫＹＯ合同会社

代表社員　橋本ゆかり

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八千三百八十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年十月二十一日

東京都渋谷区恵比寿南三丁目一番二六号

株式会社Ｐｅｒｃｅｐｔｉｏｎ　Ｑｕａｎｔｕｍ

代表取締役　松原　高司

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を一億七千二百五十一万九千九百八十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年十月二十一日

横浜市鶴見区下末吉五丁目四番二二号

株式会社中山ＨＤ

代表取締役　中山　嶺夫

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を二億一千六百八十五万七千六百二十四円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した事業年度はありません。

令和八年十月二十一日

新潟県長岡市新陽一丁目一五番地

ジャステムホールディングス株式会社

代表取締役　新保　良成

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十一億七千七百五十万円、資本準備金の額を十一億七千七百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年十月二十一日

掲載頁　二頁

令和八年十月二十一日

東京都世田谷区鎌田四丁目一八番一五号

平和運輸株式会社

代表取締役　澁澤　善文

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二十三億七千七百五十万円、資本準備金の額を二十三億七千七百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年十月二十一日

掲載頁　二頁

令和八年十月二十一日

東京都大田区南蒲田二丁目四番一四号

日本航運株式会社

代表取締役　澁澤　善文

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千五百十万円、資本準備金の額を一千二百六十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年十月二十一日

東京都武蔵野市中町二丁目一番一五号

有限会社ヴァーチャル・ネットワーク

取締役　中平　彰

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二十億八千九百八十万円、資本準備金の額を二十億三千百二十三万四千二百四十五円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.tekwind.co.jp/

令和八年十月二十一日

東京都文京区湯島三丁目一九番一一号

テックウインド株式会社

代表取締役　川﨑　兵庫

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千万円、資本準備金の額を二十二億八千百二十一万二千二百八十七円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.mouse-jp.co.jp/store/company/

令和八年十月二十一日

東京都千代田区大手町二丁目三番二号大手町プレイスイーストタワー六階

株式会社マウスコンピューター

代表取締役　東　秀樹

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七十五億六千五百八十七万七千五百円、資本準備金の額を十五億九千七百九十二万四千九百七十三円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年四月十日

掲載頁　四頁

令和八年十月二十一日

神奈川県川崎市川崎区扇町一二番二号

株式会社ＪＥＰＬＡＮ

代表取締役　髙尾　正樹

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八六五〇万円、資本準備金の額を八六五〇万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年八月二十一日

掲載頁　八十四頁（号外第一八七号）

令和八年十月二十一日

静岡県浜松市中央区和合町一九三番地の一

フカヤ株式会社

代表取締役　深谷　充男

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億九千五百五十八万円、資本準備金の額を四億五十八万円減少し、それぞれ五百万円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年八月十日

掲載頁　一四〇頁（号外第一七九号）

令和八年十月二十一日

愛知県安城市和泉町上之切一六番地二

沓名株式会社

代表取締役　沓名　俊裕

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八千八百万円、資本準備金の額を四千二百八十一万五千三十二円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.unitcom.co.jp/info/ir.html

令和八年十月二十一日

大阪市浪速区日本橋四丁目一六番一号

株式会社ユニットコム

代表取締役　端田　泰三

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年十一月六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので、公告します。なお、同日に当社の株券は無効となります。

また、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は令和八年十一月二十五日です。

令和八年十月二十一日

山形県長井市九野本四一〇四番地

興栄電気産業株式会社

代表取締役　本石　康紀

定款変更につき通知公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき株主総会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は令和八年十二月一日です。

令和八年十月二十一日

大阪市中央区瓦屋町一丁目六番六号

ナニワ計器株式会社

代表取締役　吉内　一

限定承認公告

本籍群馬県富岡市神成五四四番地二、最後の住所群馬県富岡市神農原一七六番地九

被相続人　亡　勅使河原勉

右被相続人は令和八年八月十八日死亡し、その相続人は令和八年十月六日前橋家庭裁判所高崎支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十一日

群馬県高崎市江木町一六三三番地

限定承認者　勅使河原信弥

代理人　司法書士　髙橋　昭安

任意清算公告

当社は、令和八年八月三十一日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月二十一日

宮城県仙台市青葉区北根黒松八番一二―三一一号

合名会社中谷会計事務所

社員　中谷美智子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二十五億六千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.kaikei-home.com/axess/0100/index.html

令和八年十月二十一日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階

アプレフ・ジャパン・ワン特定目的会社

取締役　ベネット佳恵子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二十八億八千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.kaikei-home.com/axess/0101/index.html

令和八年十月二十一日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階

アプレフ・ジャパン・ツー特定目的会社

取締役　ベネット佳恵子

債権申出の公告（第一回）

当社規約型確定給付企業年金は、令和八年九月三十日確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

島根県松江市東出雲町揖屋六六七番地一

ＭＡＭＳ株式会社

（旧三菱農機販売株式会社）

規約型確定給付企業年金清算人　岩谷　裕志

債権申出の公告（第一回）

当社を代表事業主とする規約型確定給付企業年金は、令和八年九月三十日確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

島根県松江市東出雲町揖屋六六七番地一

ＭＡＭＳ株式会社

（旧三菱マヒンドラ農機株式会社）

規約型確定給付企業年金清算人　岩谷　裕志

債権申出の公告（第一回）

当社を代表事業主とする規約型確定給付企業年金は、令和八年九月三十日確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

島根県松江市東出雲町揖屋六六八番地一

リョーノーファクトリー株式会社

規約型確定給付企業年金清算人　岩谷　裕志

訂正公告

令和八年十月一日（号外第二一七号）掲載の解散公告中、「令和八年九月三十日開催の株主総会」とあるは「令和八年十月十三日開催の株主総会」の誤りにつき訂正します。

令和八年十月二十一日

埼玉県さいたま市大宮区上小町一四五〇番地の一

株式会社東京サービス

清算人　竹内　儀治

訂正公告

令和八年十月十三日（号外第二二四号）掲載の旅行業者営業保証金取戻し公告中、⑤中「本社営業部　東京都杉並区高円寺南二丁目16番２号井上ビル５Ｂ」とあるは「本社営業所　東京都杉並区高円寺南二丁目16番２号井上ビル５階」、⑫中「東京都杉並区高円寺南二丁目16番２号井上ビル５Ｂ」とあるは「東京都杉並区高円寺南二丁目16番２号」の誤りにつきそれぞれ訂正します。

令和八年十月二十一日

東京都杉並区高円寺南二丁目一六番二号

有限会社アティ・トラベル

取締役　井上　淳

取消公告

令和八年七月十四日（号外第一五七号）掲載の解散公告は取消します。

令和八年十月二十一日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号株式会社赤坂国際会計内

Kitasando Development特定目的会社

取締役　林　令史